

**【表紙】**

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                             |
| 【提出先】      | 関東財務局長 殿                            |
| 【提出日】      | 平成24年4月20日提出                        |
| 【計算期間】     | 第11期特定期間（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日） |
| 【ファンド名】    | 明治安田外債日本株ファンド                       |
| 【発行者名】     | 明治安田アセットマネジメント株式会社                  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 佐藤 公俊                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区北青山三丁目6番7号                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 阿部 一                                |
| 【連絡場所】     | 東京都港区北青山三丁目6番7号                     |
| 【電話番号】     | 03－5469－3587                        |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません                          |

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「明治安田外債日本株ファンド」（愛称：ミックスダブルス）は、日本を除く主要国の公社債を投資対象とする「明治安田外国債券マザーファンド」と、日本の株式を投資対象とする「明治安田日本株式マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより当該限度額を変更することができます。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（注）当ファンドは社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

##### ■商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|---------|--------|---------------|
| 単位型     | 国 内    | 株 式           |
|         | 海 外    | 債 券           |
| 追加型     | 内 外    | 不動産投信         |
|         |        | その他資産（ ）      |
|         |        | 資産複合          |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ■属性区分表

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域          | 投資形態                 | 為替ヘッジ     |
|-------------------------------------------------|--------------|-----------------|----------------------|-----------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル<br>(日本含む) |                      |           |
|                                                 | 年2回          | 日本              |                      |           |
|                                                 | 年4回          | 北米              |                      |           |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)  | 欧州              | ファミリー<br>ファンド        | あり<br>( ) |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア             |                      |           |
|                                                 |              | オセアニア           |                      |           |
| 不動産投信                                           | 日々           | 中南米             | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | なし        |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(資産複合(株式、債券)<br>(資産配分変更型))) | その他<br>( )   | アフリカ            |                      |           |
|                                                 |              | 中近東<br>(中東)     |                      |           |
|                                                 |              | エマージング          |                      |           |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |              |                 |                      |           |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

**その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）（資産配分変更型）））**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、複数資産（株式および債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

**年4回**

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル（日本含む）**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む。）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

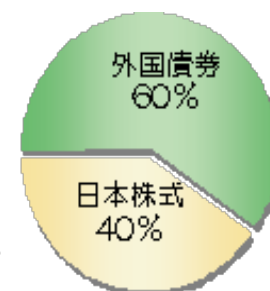
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

## ■ファンドの特徴

- ① 明治安田外債日本株ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く主要国の公社債と日本の株式に投資を行うことにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ② 明治安田外国債券マザーファンドおよび明治安田日本株式マザーファンドへの投資を通じて、外国債券および日本株式へ分散投資を行います。
- ③ 外国債券と日本株式の基本配分比率は概ね6：4とします。

基本配分比率は、各資産クラスのリスク・リターン特性およびそれらの相関関係等を勘案し、当ファンドの中長期的な運用目的に合致するよう決定します。それぞれ純資産総額に対して上下10%程度を限度として調整を行いつつ運用します。



基本配分比率（変動幅含む） 明治安田外国債券マザーファンド 50%～70%程度

明治安田日本株式マザーファンド 30%～50%程度

なお、基本配分比率については1年に1度見直しを行い、中長期的な運用目的に合致すべく変更することがあります。

### ＜マザーファンドの概要＞

|        | 明治安田外国債券マザーファンド                                                                   | 明治安田日本株式マザーファンド                                              |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 主要投資対象 | 日本を除く主要国の公社債                                                                      | わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式                         |
| 運用目標   | シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）※ <sup>1</sup> をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。 | 東証株価指数（TOPIX）※ <sup>2</sup> をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。 |
| 投資顧問会社 | UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド※ <sup>3</sup>                                       | 明治安田アセットマネジメント株式会社                                           |

※<sup>1</sup> シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した債券指数で、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

※<sup>2</sup> 東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

※<sup>3</sup> UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに、日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限を委託しています。UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループの投資顧問会社です。一貫した運用プロセスにより、リスク調整後のリターンで業界優位を目指しています。投資にあたっては、ポートフォリオ全体のリスク・コントロールを行い、中長期的に超過リターンを目指しています。

- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、運用効率の向上を図るため、外貨の構成比率の調整を行う場合があります。

## （2）【ファンドの沿革】

平成18年9月28日 信託契約締結、信託財産の設定、運用開始

平成22年10月1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

「安田外債日本株ファンド」から「明治安田外債日本株ファンド」へファンド名変更

「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へファンド名変更

平成22年10月1日

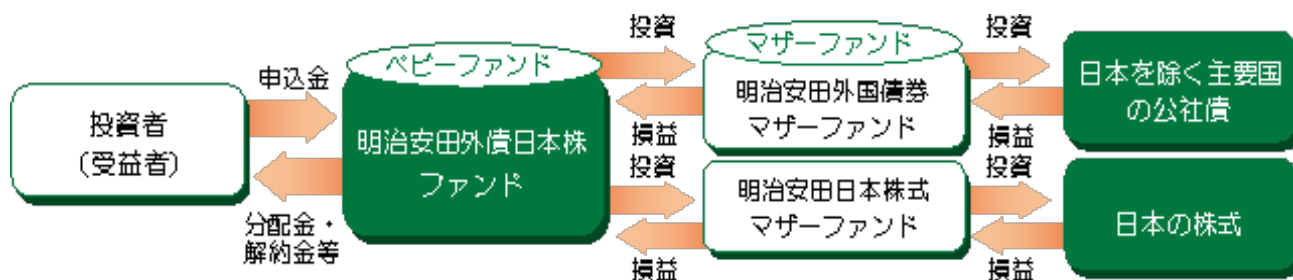
投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント（US）インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド」に変更

### （３）【ファンドの仕組み】

#### ①ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

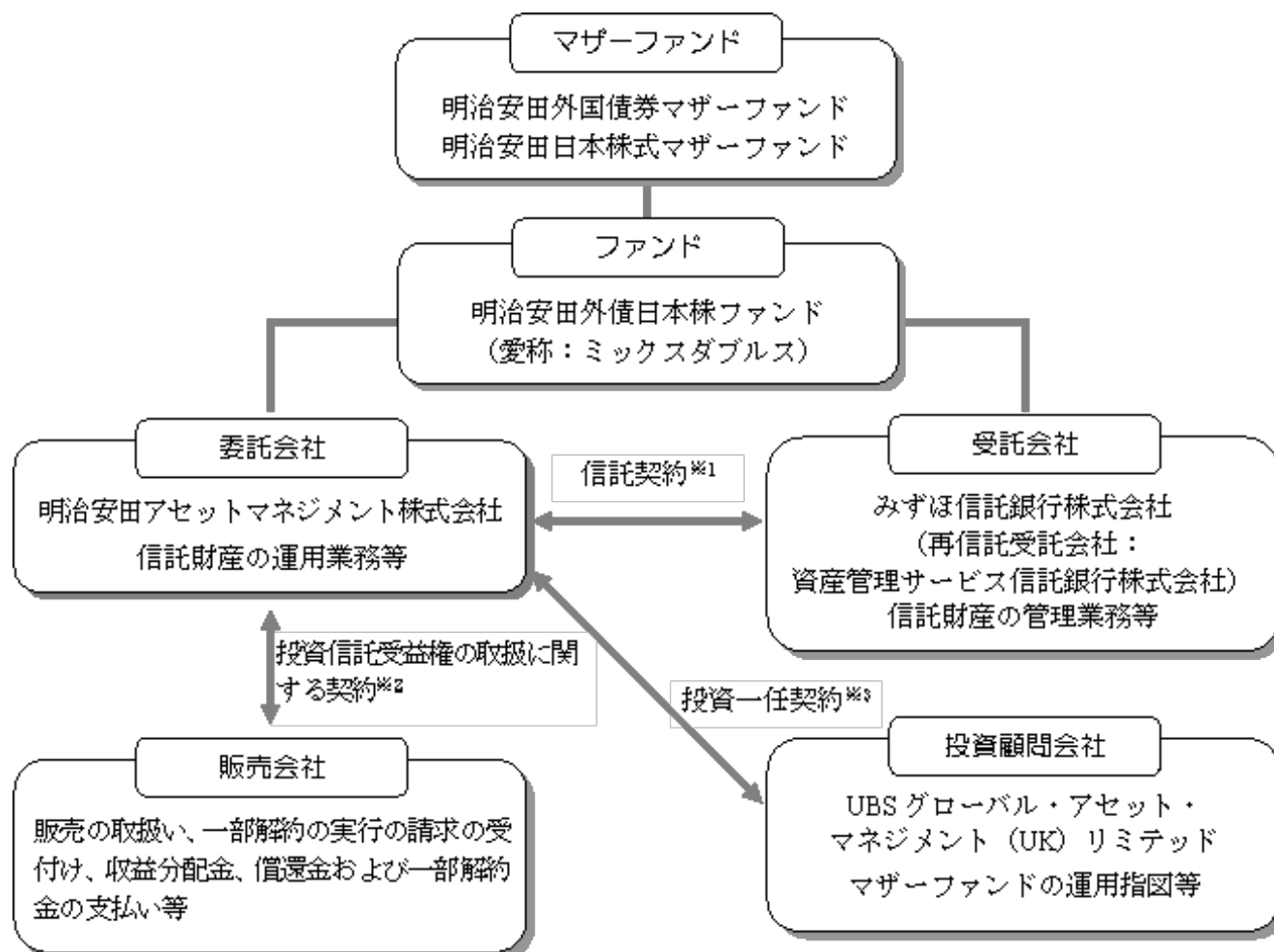
※ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

#### ②委託会社及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社：UBS グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド  
ファンドの投資顧問会社として、「明治安田外国債券マザーファンド」の運用指図に関する権限の一部委託を受けて、投資判断、発注等を行います。



#### ※ 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において、「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

#### ※ 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において、「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

#### ※ 3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

## ③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月：コスモ投信株式会社設立

平成10年10月：ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年 2月：商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年 7月：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年 4月：商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月：安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

| 氏名又は名称                                     | 住所                                        | 所有株式数   | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------|---------|---------------------|
| 明治安田生命保険相互会社                               | 東京都千代田区丸の内2-1-1                           | 17,539株 | 92.86%              |
| アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー | ドイツ, 80335 ミュンヘン<br>ジーデル シュトラッセ<br>24-24a | 1,261株  | 6.68%               |
| 富国生命保険相互会社                                 | 東京都千代田区内幸町2-2-2                           | 87株     | 0.46%               |

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債と日本の株式に投資を行うことにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2. 運用方法

## (1) 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とする明治安田外国債券マザーファンドと日本の株式を投資対象とする明治安田日本株式マザーファンドを主要投資対象とします。なお、公社債、株式に直接投資する場合があります。

## (2) 投資態度

①主として、明治安田外国債券マザーファンドおよび明治安田日本株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、外国債券および日本株式へ分散投資を行います。

②基本配分比率は、各資産クラスのリスク・リターン特性およびそれらの相関関係等を勘案し、当ファンドの中長期的な運用目的に合致するよう決定します。当初の公社債部分と株式部分の基本配分比率は概ね6：4とし、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度を限度として調整を行いつつ運用します。

基本配分比率

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 明治安田外国債券マザーファンド | 50%～70%程度 |
| 明治安田日本株式マザーファンド | 30%～50%程度 |

なお、基本配分比率については1年に1度見直しを行い、中長期的な運用目的に合致すべく変更することがあります。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

④設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## ■マザーファンドの運用手法

| 運用ファンド                  | 運用会社（投資顧問会社）                           | 運用手法                                                                                                                                                            |
|-------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治安田<br>外国債券<br>マザーファンド | UBS グローバル・アセット・<br>マネジメント（UK）<br>リミテッド | UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバル債券運用チームが、定量モデルやクレジット・リサーチによるファンダメンタルズ分析と、経済調査、市場心理、テクニカル要因などの市場動向分析を踏まえ、世界の運用拠点からもたらされる調査・分析や情報も活用し、リスク管理を踏まえた運用プロセスにより、運用を行います。 |
| 明治安田<br>日本株式<br>マザーファンド | 明治安田アセット<br>マネジメント株式会社                 | 徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。                                                                             |

## ■マザーファンドの概要

### 1. 明治安田外国債券マザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### （1）投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

##### （2）投資態度

- ①日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
- ②シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
- ③投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
- ④日本を除く主要国の公社債等の運用指図に関する権限は、UBS グローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託します。
- ⑤ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
- ⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
- ⑦公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑨信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑩信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

### 2. 明治安田日本株式マザーファンド

#### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

## （１）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

## （２）投資態度

- ①わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- ②銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
- ④株式の組入れ比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ⑤信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことができます。
- ⑧信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

## （２）【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  3. 金銭債権
  4. 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  1. 為替手形

### ②運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「明治安田日本株式マザーファンド」ならびに「明治安田外国債券マザーファンド」（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー

- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で前21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものおよび14) で記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13) および14) （投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

### ③投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前5) の権利の性質を有するもの

- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

マザーファンドの運用については、前記2 投資方針「■マザーファンドの運用手法」ならびに「■マザーファンドの概要」をご覧ください。

当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用は、下図に示すUBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ内のUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに委託しております。UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、世界的なネットワークを有しております。

なお、運用体制は、今後変更となる場合があります。

<UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループ>



2011年6月現在

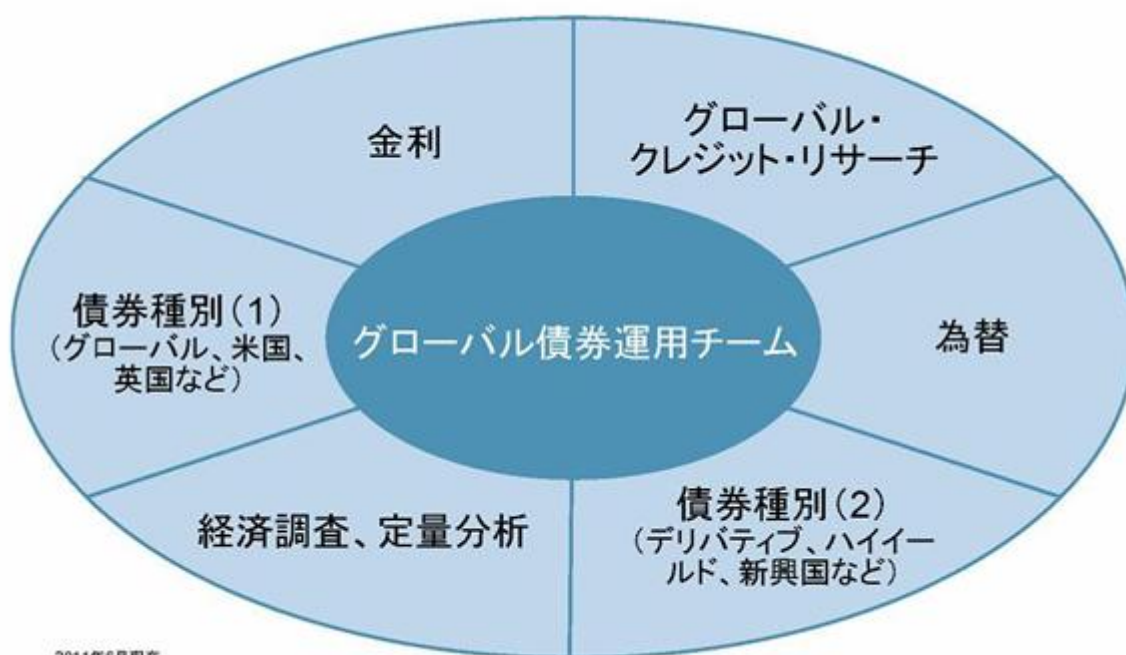
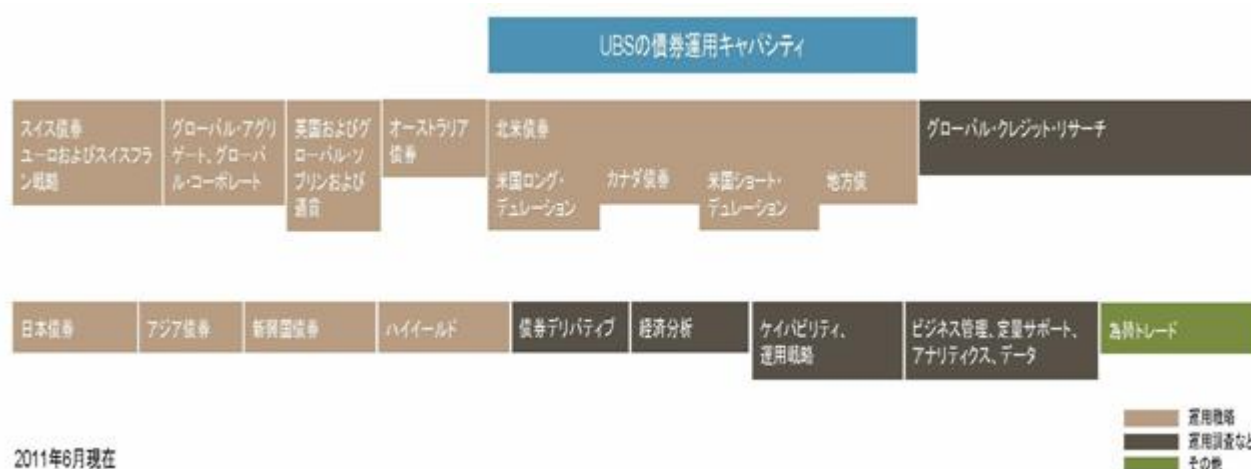


2011年6月現在

当マザーファンドにおける債券運用は、Fixed Income（債券）（2011年6月末現在140名程度）内のグローバル債券チーム（Global Fixed Income（グローバル債券））によって行われ、その組織図は以下の通りです。

グローバル債券運用チームは、グローバル債券ヘッドがその責任を負っています。

### <グローバル債券運用チーム>



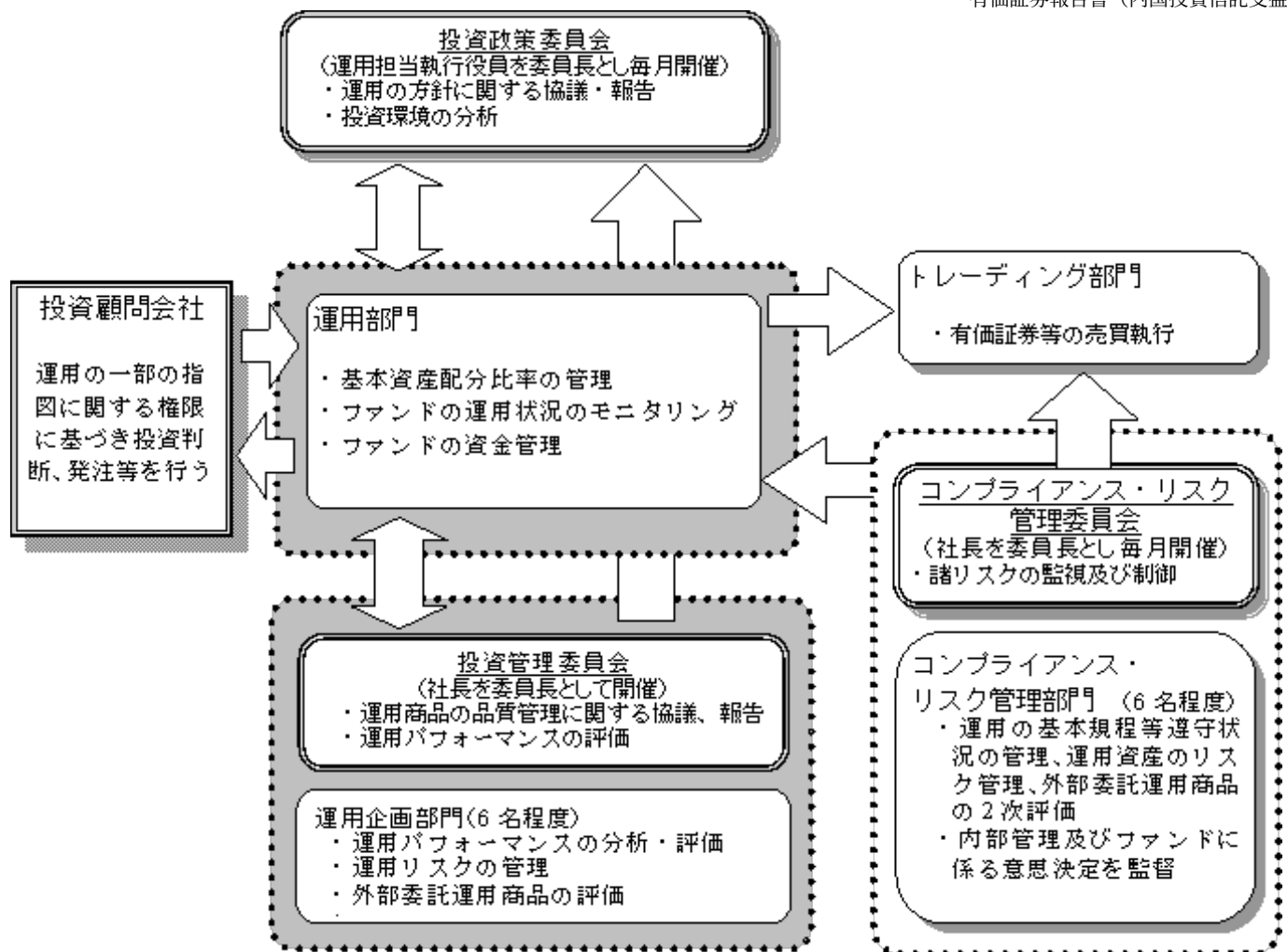
## 【リスク管理プロセス】



ダウンサイド・リスクの管理、過去実績データ等を踏まえた各超過収益要因のリスク評価、ストレス・テストなどを重視したリスク管理をしています。

当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用ガイドライン等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。
- ③ファンドに関する運用ガイドライン等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。投資顧問会社（外部委託先）に対しチェック結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行います。運用企画部は投資顧問会社（外部委託先）に対し評価結果のフィードバック等を行い、必要に応じて状況改善を指示します。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

#### ＜受託会社に対する管理体制＞

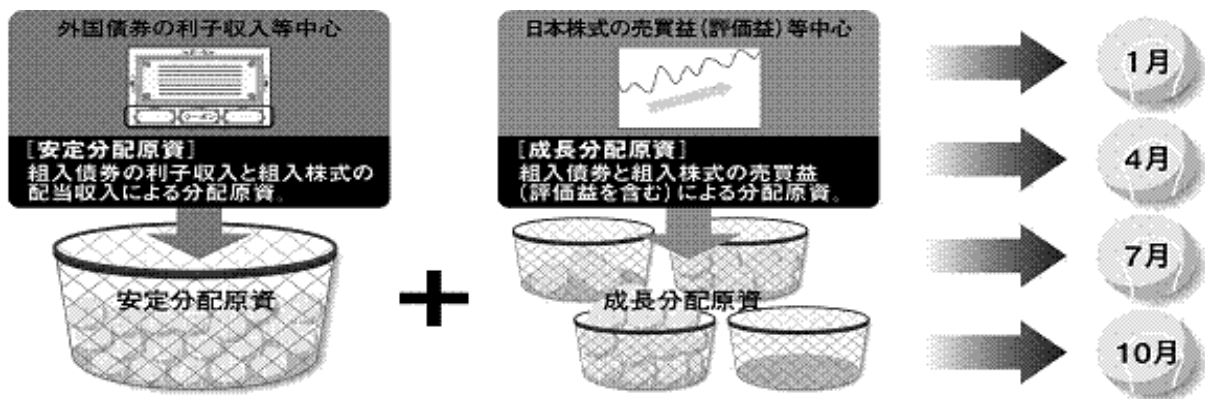
当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

年４回（１月、４月、７月、１０月の各２０日、休業日の場合は翌営業日とします。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### <分配のイメージ図>



※各々、分配原資は、運用成果等により変動します。

※分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

※上図は、分配に関するイメージ図であり、当ファンドの将来の投資成果および分配金の支払いを保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

##### ■投資信託約款に基づく投資制限

##### ①株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

##### ②投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### ④投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下としま

す。

⑤同一銘柄の株式への投資制限

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑧外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は制限を設けません。

⑨信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出により取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売りの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前1) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑮公社債の借入れの指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときには、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2) 前1) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前2) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- 4) 前1) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券の投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2) 前1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の

為替変動リスクを回避をするために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- 3) 前2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ⑱資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### ■法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

##### <同一株式の投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### <投資運用業に関する禁止行為>

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （１）ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### 1. 値動きの主な要因

##### ① 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### ② 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### ③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 2. その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

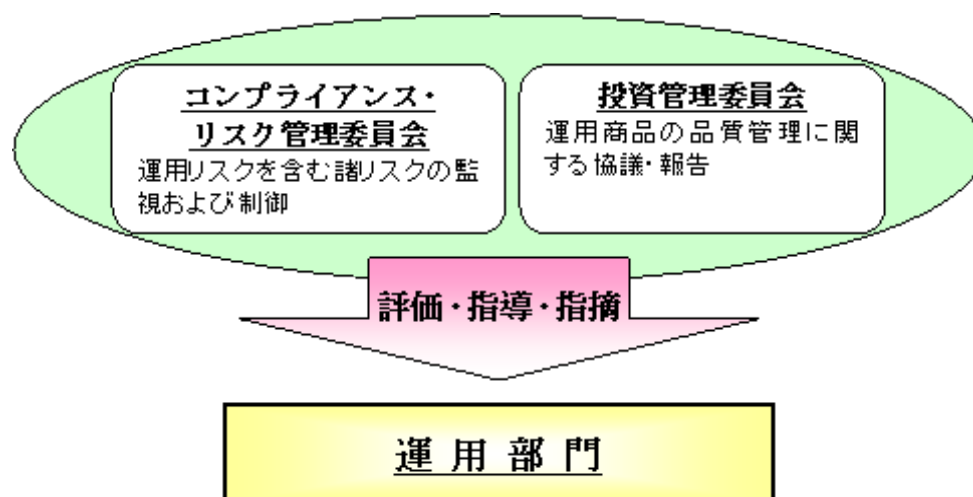
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

### （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

信託財産留保額はありません。

### （３）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.26%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、下記の通りとします。

（年率）

| 販売会社の純資産総額           | 委託会社                 | 販売会社                 | 受託会社                | 合計                 |
|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|
| 50億円以下の部分に対して        | 0.5880%<br>（税抜0.56%） | 0.5880%<br>（税抜0.56%） | 0.084%<br>（税抜0.08%） | 1.26%<br>（税抜1.20%） |
| 50億円超100億円以下の部分に対して  | 0.5355%<br>（税抜0.51%） | 0.6405%<br>（税抜0.61%） |                     |                    |
| 100億円超200億円以下の部分に対して | 0.4830%<br>（税抜0.46%） | 0.6930%<br>（税抜0.66%） |                     |                    |
| 200億円超の部分に対して        | 0.4620%<br>（税抜0.44%） | 0.7140%<br>（税抜0.68%） |                     |                    |

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

なお、委託会社と販売会社の配分については各販売会社の取扱残高（信託財産の純資産総額ベース）に応じて計算されるものとします。

②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

③委託会社の報酬にはUBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドへの投資顧問報酬が含まれ、その投資顧問報酬額は当ファンドに係る「明治安田外国債券マザーファンド」の純資産総額に対し毎日、年0.325%の率を乗じて得た額とします。

### （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する額および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金利息は信託財産中より支弁します。

③ ファンドの組入・有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### （５）【課税上の取扱い】

①個人、法人別の課税の取扱いについて

1) 個人の受益者に対する課税

＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

| 時期                           | 税率                          |
|------------------------------|-----------------------------|
| 平成24年12月31日まで                | 10%（所得税7%および地方税3%）          |
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

#### ＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

| 時期                           | 税率                          |
|------------------------------|-----------------------------|
| 平成24年12月31日まで                | 10%（所得税7%および地方税3%）          |
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

#### ＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

#### 2) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

| 時期                           | 税率             |
|------------------------------|----------------|
| 平成24年12月31日まで                | 7%（所得税のみ）      |
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税のみ）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 15.315%（所得税のみ） |

#### ②個別元本について

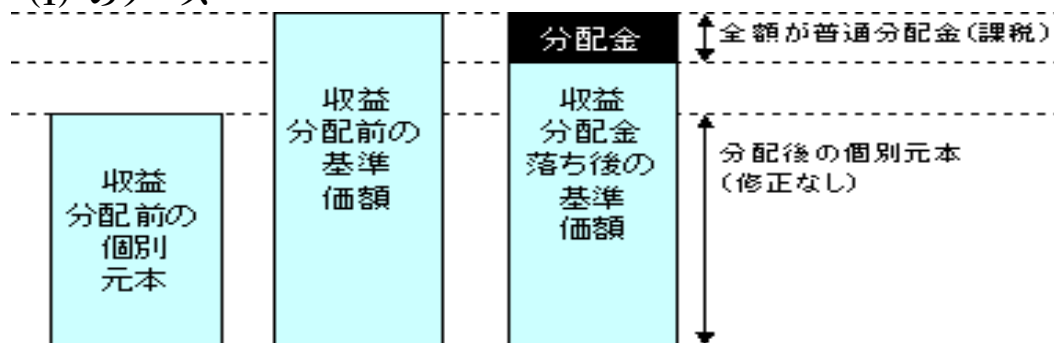
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われることがあります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### ③収益分配金について

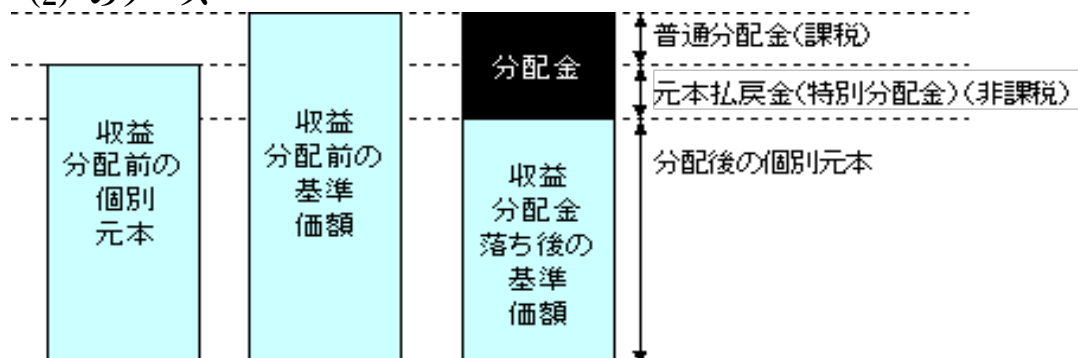
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、（1）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通

分配金となり、(2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(1) のケース



(2) のケース



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用対象外です。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

## 5【運用状況】

以下は平成24年2月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

### （１）【投資状況】

| 資産の種類                 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------------|---------|
| 明治安田日本株式マザーファンド受益証券   | 911,100,060   | 38.47   |
| 明治安田外国債券マザーファンド受益証券   | 1,448,732,861 | 61.17   |
| 小計                    | 2,359,832,921 | 99.64   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 8,436,137     | 0.36    |
| 合計（純資産総額）             | 2,368,269,058 | 100.00  |

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田日本株式マザーファンド

| 資産の種類                 | 国名 | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|----|---------------|---------|
| 株式                    | 日本 | 3,835,690,800 | 98.05   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |    | 76,466,091    | 1.95    |
| 合計（純資産総額）             |    | 3,912,156,891 | 100.00  |

## 明治安田外国債券マザーファンド

| 資産の種類                 | 国名      | 時価合計（円）       | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|---------------|---------|
| 国債証券                  | アメリカ    | 924,399,726   | 30.41   |
|                       | イタリア    | 237,209,902   | 7.80    |
|                       | ドイツ     | 236,917,217   | 7.79    |
|                       | フランス    | 214,587,604   | 7.06    |
|                       | カナダ     | 133,879,602   | 4.40    |
|                       | スペイン    | 122,963,658   | 4.05    |
|                       | フィンランド  | 92,496,731    | 3.04    |
|                       | ベルギー    | 80,539,620    | 2.65    |
|                       | オランダ    | 72,900,238    | 2.40    |
|                       | イギリス    | 55,823,812    | 1.84    |
|                       | デンマーク   | 42,215,595    | 1.39    |
|                       | ポーランド   | 35,457,927    | 1.17    |
|                       | メキシコ    | 35,359,125    | 1.16    |
|                       | スウェーデン  | 25,519,647    | 0.84    |
|                       | オーストリア  | 15,190,356    | 0.50    |
|                       | シンガポール  | 12,763,604    | 0.42    |
|                       | ノルウェー   | 12,331,308    | 0.41    |
|                       | オーストラリア | 11,725,535    | 0.39    |
| 特殊債券                  | ドイツ     | 147,777,233   | 4.86    |
|                       | 国際機関    | 75,566,731    | 2.49    |
|                       | オーストリア  | 43,977,130    | 1.45    |
|                       | オランダ    | 36,755,064    | 1.21    |
|                       | ノルウェー   | 30,985,960    | 1.02    |
|                       | フランス    | 27,993,672    | 0.92    |
|                       | イギリス    | 19,378,690    | 0.64    |
| 社債券                   | イギリス    | 117,747,892   | 3.87    |
|                       | アメリカ    | 59,105,037    | 1.94    |
|                       | スイス     | 17,448,103    | 0.57    |
|                       | オーストラリア | 10,749,561    | 0.35    |
| 小計                    |         | 2,949,766,280 | 97.04   |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) |         | 90,068,192    | 2.96    |
| 合計（純資産総額）             |         | 3,039,834,472 | 100.00  |

**（２）【投資資産】****①【投資有価証券の主要銘柄】****１．上位銘柄**

| 順位 | 銘柄名                 | 国名／業種<br>種類       | 数量（口）         | 簿価単価／<br>簿価額（円）         | 評価単価／<br>評価額（円）         | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|---------------------|-------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| １  | 明治安田外国債券<br>マザーファンド | 日本／-<br>親投資信託受益証券 | 807,993,788   | 1.6539<br>1,336,340,926 | 1.7930<br>1,448,732,861 | 61.17           |
| ２  | 明治安田日本株式<br>マザーファンド | 日本／-<br>親投資信託受益証券 | 1,583,420,335 | 0.5215<br>825,753,705   | 0.5754<br>911,100,060   | 38.47           |

**２．種類別の投資比率**

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.64   |
| 合計        | 99.64   |

**②【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**③【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## （参考）マザーファンドの投資資産

## ①投資有価証券の主要銘柄

## 明治安田日本株式マザーファンド

## 1.上位銘柄

| 順位 | 銘柄名               | 国／<br>地域 | 種類 | 業種     | 株数<br>(株) | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|-------------------|----------|----|--------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1  | 三井住友フィナンシャルグループ   | 日本       | 株式 | 銀行業    | 69,500    | 2,383.58          | 165,658,810       | 2,757.00         | 191,611,500      | 4.90            |
| 2  | 日立製作所             | 日本       | 株式 | 電気機器   | 336,000   | 432.66            | 145,373,760       | 473.00           | 158,928,000      | 4.06            |
| 3  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 日本       | 株式 | 銀行業    | 349,600   | 350.00            | 122,360,000       | 420.00           | 146,832,000      | 3.75            |
| 4  | 丸紅                | 日本       | 株式 | 卸売業    | 211,000   | 505.00            | 106,555,000       | 581.00           | 122,591,000      | 3.13            |
| 5  | 日産自動車             | 日本       | 株式 | 輸送用機器  | 146,800   | 721.00            | 105,842,800       | 832.00           | 122,137,600      | 3.12            |
| 6  | 三井物産              | 日本       | 株式 | 卸売業    | 79,900    | 1,268.26          | 101,333,974       | 1,399.00         | 111,780,100      | 2.86            |
| 7  | エヌ・ティ・ティ・ドコモ      | 日本       | 株式 | 情報・通信業 | 756       | 136,800.00        | 103,420,800       | 138,800.00       | 104,932,800      | 2.68            |
| 8  | 小松製作所             | 日本       | 株式 | 機械     | 40,800    | 2,080.00          | 84,864,000        | 2,422.00         | 98,817,600       | 2.53            |
| 9  | 本田技研工業            | 日本       | 株式 | 輸送用機器  | 29,500    | 2,658.00          | 78,411,000        | 3,095.00         | 91,302,500       | 2.33            |
| 10 | オリックス             | 日本       | 株式 | その他金融業 | 10,940    | 7,220.00          | 78,986,800        | 7,830.00         | 85,660,200       | 2.19            |
| 11 | ファナック             | 日本       | 株式 | 電気機器   | 5,800     | 13,050.00         | 75,690,000        | 14,730.00        | 85,434,000       | 2.18            |
| 12 | ニコン               | 日本       | 株式 | 精密機器   | 37,900    | 1,794.00          | 67,992,600        | 2,201.00         | 83,417,900       | 2.13            |
| 13 | いすゞ自動車            | 日本       | 株式 | 輸送用機器  | 180,000   | 379.00            | 68,220,000        | 458.00           | 82,440,000       | 2.11            |
| 14 | アイシン精機            | 日本       | 株式 | 輸送用機器  | 27,300    | 2,365.00          | 64,564,500        | 2,862.00         | 78,132,600       | 2.00            |
| 15 | 東京瓦斯              | 日本       | 株式 | 電気・ガス業 | 206,000   | 346.00            | 71,276,000        | 371.00           | 76,426,000       | 1.95            |
| 16 | スズキ               | 日本       | 株式 | 輸送用機器  | 38,900    | 1,703.13          | 66,251,757        | 1,927.00         | 74,960,300       | 1.92            |
| 17 | アステラス製薬           | 日本       | 株式 | 医薬品    | 21,600    | 3,005.00          | 64,908,000        | 3,340.00         | 72,144,000       | 1.84            |
| 18 | 日本テレビ放送網          | 日本       | 株式 | 情報・通信業 | 5,930     | 11,645.00         | 69,054,850        | 12,020.00        | 71,278,600       | 1.82            |
| 19 | 村田製作所             | 日本       | 株式 | 電気機器   | 14,400    | 4,205.00          | 60,552,000        | 4,845.00         | 69,768,000       | 1.78            |
| 20 | 味の素               | 日本       | 株式 | 食料品    | 72,000    | 917.00            | 66,024,000        | 958.00           | 68,976,000       | 1.76            |
| 21 | 東レ                | 日本       | 株式 | 繊維製品   | 116,000   | 576.00            | 66,816,000        | 578.00           | 67,048,000       | 1.71            |
| 22 | 日本電産              | 日本       | 株式 | 電気機器   | 8,300     | 7,380.00          | 61,254,000        | 7,680.00         | 63,744,000       | 1.63            |
| 23 | 楽天                | 日本       | 株式 | サービス業  | 784       | 82,750.07         | 64,876,059        | 80,800.00        | 63,347,200       | 1.62            |
| 24 | 横浜ゴム              | 日本       | 株式 | ゴム製品   | 110,000   | 450.00            | 49,500,000        | 541.00           | 59,510,000       | 1.52            |
| 25 | 日本たばこ産業           | 日本       | 株式 | 食料品    | 134       | 384,000.00        | 51,456,000        | 432,000.00       | 57,888,000       | 1.48            |
| 26 | SMC               | 日本       | 株式 | 機械     | 4,000     | 12,940.00         | 51,760,000        | 13,860.00        | 55,440,000       | 1.42            |
| 27 | 山九                | 日本       | 株式 | 陸運業    | 172,000   | 297.31            | 51,137,320        | 317.00           | 54,524,000       | 1.39            |
| 28 | 三菱地所              | 日本       | 株式 | 不動産業   | 34,000    | 1,264.00          | 42,976,000        | 1,470.00         | 49,980,000       | 1.28            |
| 29 | 東京応化工業            | 日本       | 株式 | 化学     | 22,000    | 1,609.00          | 35,398,000        | 1,856.00         | 40,832,000       | 1.04            |
| 30 | 牧野フライス製作所         | 日本       | 株式 | 機械     | 66,000    | 533               | 35,178,000        | 611.00           | 40,326,000       | 1.03            |

## 2.株式の業種別の投資比率

| 業 種 名  | 投資比率（％） | 業 種 名      | 投資比率（％） |
|--------|---------|------------|---------|
| 電気機器   | 15.21   | 鉄鋼         | 2.06    |
| 輸送用機器  | 11.48   | 繊維製品       | 1.71    |
| 銀行業    | 9.54    | ゴム製品       | 1.52    |
| 機械     | 6.98    | 保険業        | 1.39    |
| 情報・通信業 | 6.42    | 非鉄金属       | 1.30    |
| 卸売業    | 5.99    | 不動産業       | 1.28    |
| 化学     | 5.34    | 金属製品       | 1.19    |
| 医薬品    | 3.96    | その他製品      | 0.77    |
| 食料品    | 3.24    | ガラス・土石製品   | 0.75    |
| 小売業    | 3.11    | 石油・石炭製品    | 0.68    |
| 電気・ガス業 | 2.98    | 証券、商品先物取引業 | 0.64    |
| サービス業  | 2.44    | 建設業        | 0.60    |
| 陸運業    | 2.29    | 海運業        | 0.43    |
| その他金融業 | 2.19    | 空運業        | 0.42    |
| 精密機器   | 2.13    | 合計         | 98.05   |

## 3.種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----|---------|
| 株式 | 98.05   |
| 合計 | 98.05   |

## ②投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## 1. 上位銘柄

| 順位 | 銘柄名                       | 国／地域       | 種類   | 券面総額      | 帳簿価額<br>単価<br>(円) | 帳簿価額<br>金額<br>(円) | 評価額<br>単価<br>(円) | 評価額<br>金額<br>(円) | 利率<br>(%) | 償還期限        | 投資<br>比率<br>(%) |
|----|---------------------------|------------|------|-----------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------|-------------|-----------------|
| 1  | US TREASURY N/B 0.875%    | アメリカ       | 国債証券 | 1,905,000 | 8,059.93          | 153,541,704       | 8,096.36         | 154,235,735      | 0.875     | 2016年12月31日 | 5.07            |
| 2  | CANADA-GOV'T 2.75%        | カナダ        | 国債証券 | 1,555,000 | 8,599.14          | 133,716,779       | 8,609.62         | 133,879,602      | 2.75      | 2016年9月1日   | 4.40            |
| 3  | US TREASURY N/B 1%        | アメリカ       | 国債証券 | 1,450,000 | 8,027.66          | 116,401,070       | 8,165.06         | 118,393,487      | 1         | 2016年8月31日  | 3.89            |
| 4  | US TREASURY N/B 0.375%    | アメリカ       | 国債証券 | 1,295,000 | 8,073.64          | 104,553,736       | 8,066.10         | 104,456,112      | 0.375     | 2014年11月15日 | 3.44            |
| 5  | US TREASURY N/B 3.125%    | アメリカ       | 国債証券 | 1,105,000 | 8,934.50          | 98,726,260        | 8,956.74         | 98,971,983       | 3.125     | 2017年1月31日  | 3.26            |
| 6  | US TREASURY N/B 1.875%    | アメリカ       | 国債証券 | 1,085,000 | 8,399.59          | 91,135,603        | 8,448.70         | 91,668,489       | 1.875     | 2017年9月30日  | 3.02            |
| 7  | US TREASURY N/B 2.125%    | アメリカ       | 国債証券 | 1,105,000 | 8,050.01          | 88,952,622        | 8,264.65         | 91,324,464       | 2.125     | 2021年8月15日  | 3.00            |
| 8  | BUNDESOBL-161 1.25%       | ドイツ        | 国債証券 | 795,000   | 10,966.56         | 87,184,160        | 11,134.99        | 88,523,212       | 1.25      | 2016年10月14日 | 2.91            |
| 9  | DEUTSCHLAND I/L 1.5%      | ドイツ        | 国債証券 | 570,000   | 11,899.34         | 76,308,730        | 11,904.23        | 76,598,516       | 1.5       | 2016年4月15日  | 2.52            |
| 10 | NETHERLANDS<br>GOVT 3.25% | オランダ       | 国債証券 | 620,000   | 11,705.95         | 72,576,896        | 11,758.10        | 72,900,238       | 3.25      | 2015年7月15日  | 2.40            |
| 11 | BTPS 3.75%                | イタリア       | 国債証券 | 725,000   | 10,129.43         | 73,438,436        | 9,917.57         | 71,902,397       | 3.75      | 2021年3月1日   | 2.37            |
| 12 | RENTENBANK 3.25%          | ドイツ        | 特殊債券 | 615,000   | 11,093.16         | 68,222,964        | 11,399.55        | 70,107,281       | 3.25      | 2014年3月12日  | 2.31            |
| 13 | US TREASURY N/B 3.5%      | アメリカ       | 国債証券 | 755,000   | 7,061.92          | 53,317,499        | 8,825.63         | 66,633,548       | 3.5       | 2039年2月15日  | 2.19            |
| 14 | FRANCE O.A.T. 4.5%        | フランス       | 国債証券 | 520,000   | 12,059.20         | 62,707,890        | 12,420.86        | 64,588,513       | 4.5       | 2041年4月25日  | 2.12            |
| 15 | US TREASURY N/B 1%        | アメリカ       | 国債証券 | 770,000   | 8,078.71          | 62,206,107        | 8,155.61         | 62,798,223       | 1         | 2016年10月31日 | 2.07            |
| 16 | BUNDESOBL-I/L 0.75%       | ドイツ        | 国債証券 | 430,000   | 11,683.13         | 51,680,801        | 11,667.92        | 51,791,123       | 0.75      | 2018年4月15日  | 1.70            |
| 17 | FRANCE O.A.T. 2.5%        | フランス       | 国債証券 | 465,000   | 10,386.63         | 48,297,858        | 10,606.41        | 49,319,820       | 2.5       | 2020年10月25日 | 1.62            |
| 18 | KFW 5.5%                  | ドイツ        | 特殊債券 | 535,000   | 8,682.25          | 46,450,070        | 8,875.79         | 47,485,507       | 5.5       | 2014年6月5日   | 1.56            |
| 19 | BTPS 3.75%                | イタリア       | 国債証券 | 405,000   | 10,743.31         | 43,510,413        | 10,873.69        | 44,038,452       | 3.75      | 2016年8月1日   | 1.45            |
| 20 | OESTER KONTROLBK 3.5%     | オースト<br>リア | 特殊債券 | 386,000   | 11,140.97         | 43,004,148        | 11,393.03        | 43,977,130       | 3.5       | 2014年4月28日  | 1.45            |
| 21 | SPANISH GOV'T 5.5%        | スペイン       | 国債証券 | 380,000   | 10,870.43         | 41,307,643        | 11,355.01        | 43,149,043       | 5.5       | 2021年4月30日  | 1.42            |
| 22 | BTPS 4.5%                 | イタリア       | 国債証券 | 395,000   | 10,870.43         | 42,938,208        | 10,898.68        | 43,049,791       | 4.5       | 2018年8月1日   | 1.42            |
| 23 | DENMARK - BULLET 4%       | デンマ<br>ーク  | 国債証券 | 2,500,000 | 1,547.92          | 38,698,237        | 1,688.62         | 42,215,595       | 4         | 2017年11月15日 | 1.39            |
| 24 | WELLCOME TRST FI 4.75%    | イギリス       | 社債券  | 265,000   | 13,164.32         | 34,885,450        | 14,537.66        | 38,524,812       | 4.75      | 2021年5月28日  | 1.27            |
| 25 | BTPS 5%                   | イタリア       | 国債証券 | 390,000   | 10,071.85         | 39,280,234        | 9,800.23         | 38,220,897       | 5         | 2034年8月1日   | 1.26            |
| 26 | SPANISH GOV'T 2.5%        | スペイン       | 国債証券 | 350,000   | 10,687.35         | 37,405,750        | 10,913.89        | 38,198,623       | 2.5       | 2013年10月31日 | 1.26            |
| 27 | EFSF 3.375%               | 国際機関       | 特殊債券 | 345,000   | 11,027.97         | 38,046,513        | 11,046.44        | 38,110,236       | 3.375     | 2021年7月5日   | 1.25            |
| 28 | BELGIAN 0315 4%           | ベルギー       | 国債証券 | 320,000   | 10,926.16         | 34,963,743        | 11,544.38        | 36,942,043       | 4         | 2019年3月28日  | 1.22            |
| 29 | FRANCE O.A.T. 4.25%       | フランス       | 国債証券 | 300,000   | 11,976.81         | 35,930,446        | 11,978.66        | 35,935,987       | 4.25      | 2023年10月25日 | 1.18            |
| 30 | REP OF POLAND 5.875%      | ポーラ<br>ンド  | 国債証券 | 305,000   | 11,625.54         | 35,457,927        | 11,625.54        | 35,457,927       | 5.875     | 2014年2月3日   | 1.17            |

## 2. 債券の業種別の投資比率

|    | 種類   | 投資比率 (%) |
|----|------|----------|
| 外国 | 国債証券 | 77.71    |
|    | 特殊債券 | 12.58    |
|    | 社債券  | 6.75     |
| 合計 |      | 97.04    |

## ②投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

## 明治安田外国債券マザーファンド

| 種類     | 売建<br>／買建 | 通貨         | 数量           | 帳簿価額（円）     | 評価額（円）      | 投資比率<br>（%） |
|--------|-----------|------------|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 為替予約取引 | 買建        | ドル         | 4,743,886.30 | 368,882,288 | 382,452,111 | 12.58       |
|        | 買建        | ユーロ        | 860,000.00   | 90,498,763  | 93,396,000  | 3.07        |
|        | 買建        | ポンド        | 485,000.00   | 58,528,013  | 62,230,350  | 2.05        |
|        | 買建        | ノルウェークローネ  | 2,190,000.00 | 28,623,300  | 31,645,500  | 1.04        |
|        | 買建        | ポーランドズロチ   | 980,000.00   | 23,251,284  | 25,607,400  | 0.84        |
|        | 買建        | スイスフラン     | 200,000.00   | 16,687,000  | 18,042,000  | 0.59        |
|        | 買建        | シンガポールドル   | 235,000.00   | 14,374,245  | 15,169,250  | 0.50        |
|        | 買建        | オーストラリアドル  | 175,000.00   | 14,283,510  | 15,121,750  | 0.50        |
|        | 売建        | スウェーデンクローナ | 590,000.00   | 6,662,575   | 7,245,200   | △0.24       |
|        | 売建        | メキシコペソ     | 1,880,000.00 | 11,093,880  | 11,768,800  | △0.39       |
|        | 売建        | デンマーククローネ  | 1,270,000.00 | 17,162,780  | 18,554,700  | △0.61       |
|        | 売建        | カナダドル      | 550,000.00   | 41,861,325  | 44,539,000  | △1.47       |
|        | 売建        | オーストラリアドル  | 810,000.00   | 66,500,100  | 69,992,100  | △2.30       |
|        | 売建        | ドル         | 2,425,819.88 | 192,062,478 | 195,578,347 | △6.43       |
|        | 売建        | ユーロ        | 2,800,000.00 | 287,553,945 | 304,080,000 | △10.00      |

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

|                       | 純資産総額（円）      |               | 1万口当たりの純資産額（円） |        |
|-----------------------|---------------|---------------|----------------|--------|
|                       | 分配落           | 分配付           | 分配落            | 分配付    |
| 第1期特定期間末（平成19年1月22日）  | 5,811,401,697 | 6,047,167,164 | 10,106         | 10,516 |
| 第2期特定期間末（平成19年7月20日）  | 9,459,517,080 | 9,739,201,895 | 10,147         | 10,447 |
| 第3期特定期間末（平成20年1月21日）  | 7,965,576,889 | 8,011,985,706 | 8,582          | 8,632  |
| 第4期特定期間末（平成20年7月22日）  | 7,772,837,038 | 7,817,869,812 | 8,630          | 8,680  |
| 第5期特定期間末（平成21年1月20日）  | 5,350,083,759 | 5,393,402,404 | 6,175          | 6,225  |
| 第6期特定期間末（平成21年7月21日）  | 5,657,718,567 | 5,699,329,425 | 6,798          | 6,848  |
| 第7期特定期間末（平成22年1月20日）  | 5,120,955,970 | 5,147,279,327 | 6,809          | 6,844  |
| 第8期特定期間末（平成22年7月20日）  | 4,170,702,231 | 4,194,442,015 | 6,149          | 6,184  |
| 第9期特定期間末（平成23年1月20日）  | 3,604,107,241 | 3,624,418,495 | 6,211          | 6,246  |
| 第10期特定期間末（平成23年7月20日） | 2,919,983,594 | 2,936,937,332 | 6,028          | 6,063  |
| 第11期特定期間末（平成24年1月20日） | 2,278,017,534 | 2,288,199,862 | 5,593          | 5,618  |

|           | 純資産総額（円）      | 1万口当たり純資産額（円） |
|-----------|---------------|---------------|
| 平成23年 2月末 | 3,469,609,702 | 6,252         |
| 3月末       | 3,321,158,603 | 6,219         |
| 4月末       | 3,256,244,215 | 6,226         |
| 5月末       | 3,122,210,988 | 6,134         |
| 6月末       | 3,026,544,972 | 6,136         |
| 7月末       | 2,838,731,281 | 5,949         |
| 8月末       | 2,696,875,178 | 5,776         |
| 9月末       | 2,570,620,931 | 5,646         |
| 10月末      | 2,544,790,306 | 5,718         |
| 11月末      | 2,351,591,981 | 5,537         |
| 12月末      | 2,289,301,192 | 5,548         |
| 平成24年 1月末 | 2,269,455,598 | 5,623         |
| 2月末       | 2,368,269,058 | 6,093         |

## ②【分配の推移】

|                                         | 1 万口当たりの収益分配金（円） |
|-----------------------------------------|------------------|
| 第 1 期特定期間（平成18年 9 月28日から平成19年 1 月22日まで） | 410              |
| 第 2 期特定期間（平成19年 1 月23日から平成19年 7 月20日まで） | 350              |
| 第 3 期特定期間（平成19年 7 月21日から平成20年 1 月21日まで） | 100              |
| 第 4 期特定期間（平成20年 1 月22日から平成20年 7 月22日まで） | 100              |
| 第 5 期特定期間（平成20年 7 月23日から平成21年 1 月20日まで） | 100              |
| 第 6 期特定期間（平成21年 1 月21日から平成21年 7 月21日まで） | 100              |
| 第 7 期特定期間（平成21年 7 月22日から平成22年 1 月20日まで） | 70               |
| 第 8 期特定期間（平成22年 1 月21日から平成22年 7 月20日まで） | 70               |
| 第 9 期特定期間（平成22年 7 月21日から平成23年 1 月20日まで） | 70               |
| 第10期特定期間（平成23年 1 月21日から平成23年 7 月20日まで）  | 70               |
| 第11期特定期間（平成23年 7 月21日から平成24年 1 月20日まで）  | 60               |

## ③【収益率の推移】

|                                         | 収益率（％） |
|-----------------------------------------|--------|
| 第 1 期特定期間（平成18年 9 月28日から平成19年 1 月22日まで） | 5.16   |
| 第 2 期特定期間（平成19年 1 月23日から平成19年 7 月20日まで） | 3.87   |
| 第 3 期特定期間（平成19年 7 月21日から平成20年 1 月21日まで） | △14.44 |
| 第 4 期特定期間（平成20年 1 月22日から平成20年 7 月22日まで） | 1.72   |
| 第 5 期特定期間（平成20年 7 月23日から平成21年 1 月20日まで） | △27.29 |
| 第 6 期特定期間（平成21年 1 月21日から平成21年 7 月21日まで） | 11.71  |
| 第 7 期特定期間（平成21年 7 月22日から平成22年 1 月20日まで） | 1.19   |
| 第 8 期特定期間（平成22年 1 月21日から平成22年 7 月20日まで） | △8.67  |
| 第 9 期特定期間（平成22年 7 月21日から平成23年 1 月20日まで） | 2.15   |
| 第10期特定期間（平成23年 1 月21日から平成23年 7 月20日まで）  | △1.82  |
| 第11期特定期間（平成23年 7 月21日から平成24年 1 月20日まで）  | △6.22  |

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数です。

**（４）【設定及び解約の実績】**

|                                    | 設定数量(口)       | 解約数量(口)     |
|------------------------------------|---------------|-------------|
| 第１期特定期間（平成18年９月28日から平成19年１月22日まで）  | 5,751,769,622 | 1,392,368   |
| 第２期特定期間（平成19年１月23日から平成19年７月20日まで）  | 3,684,405,384 | 111,955,450 |
| 第３期特定期間（平成19年７月21日から平成20年１月21日まで）  | 257,469,096   | 298,532,737 |
| 第４期特定期間（平成20年１月22日から平成20年７月22日まで）  | 21,324,586    | 296,533,146 |
| 第５期特定期間（平成20年７月23日から平成21年１月20日まで）  | 24,711,045    | 367,536,939 |
| 第６期特定期間（平成21年１月21日から平成21年７月21日まで）  | 18,025,320    | 359,582,616 |
| 第７期特定期間（平成21年７月22日から平成22年１月20日まで）  | 11,973,021    | 813,185,446 |
| 第８期特定期間（平成22年１月21日から平成22年７月20日まで）  | 11,426,383    | 749,590,076 |
| 第９期特定期間（平成22年７月21日から平成23年１月20日まで）  | 8,555,123     | 988,135,339 |
| 第10期特定期間（平成23年１月21日から平成23年７月20日まで） | 7,925,542     | 967,215,847 |
| 第11期特定期間（平成23年７月21日から平成24年１月20日まで） | 11,436,946    | 782,430,778 |

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、申込の受付を行いません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消することがあります。

#### （2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### （3）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### （4）申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%（税抜2.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-585787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

#### （1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行なうものとします。

#### （2）解約受付

換金申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはロンドンの銀行休業日にあたる場合は、解約の受付を行いません。

### （３）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### （４）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

### （５）信託財産留保額

ありません。

### （６）解約代金の支払い

解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目以降、販売会社の営業所等で支払います。

### （７）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### ①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

##### ②組入資産の評価

| 資産の種類     | 評価方法                                                                                                                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式        | 原則として、基準価額計算日 <sup>※</sup> の金融商品取引所の終値で評価します。<br>※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。                                                                     |
| 公社債等      | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。<br>※<br>①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)<br>②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額<br>③価格情報会社の提供する価額<br>※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |
| 親投資信託受益証券 | 基準価額計算日の基準価額で評価します。                                                                                                                                           |
| 外貨建資産     | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。<br>また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。                                                                       |

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は、販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

#### （2）【保管】

該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により、償還となることがあります。

#### （4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年1月21日から4月20日、4月21日から7月20日、7月21日から10月20日、および10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

#### （5）【その他】

##### ①信託の終了

##### 1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、信託期間中にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約を解約しません。委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## 2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

## 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

## 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

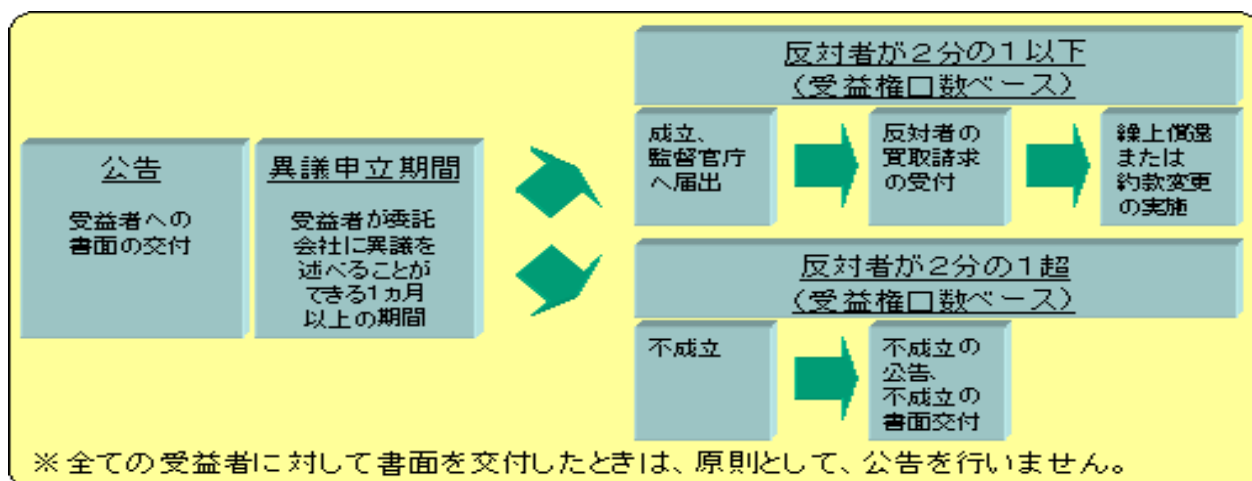
## ②信託約款の変更

### 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

### 2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



## ③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間の契約の有効期間は信託の終了日までとしますが、契約期間中でも委託会社は投資顧問会社に対し3ヵ月前までに、投資顧問会社は委託会社に対し6ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

## ④運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年1月および7月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

⑤公告

1)委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2)前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### ①収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### ②換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて換金（解約）請求する権利を有します。

### ③帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

### ④反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は、委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期特定期間（平成23年7月21日から平成24年1月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

明治安田外債日本株ファンド

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第10期特定期間末<br>(平成23年 7 月20日現在) | 第11期特定期間末<br>(平成24年 1 月20日現在) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 資産の部            |                               |                               |
| 流動資産            |                               |                               |
| コール・ローン         | 56,500,780                    | 40,902,411                    |
| 親投資信託受益証券       | 2,897,854,065                 | 2,260,017,087                 |
| 未収入金            | —                             | 6,935,942                     |
| 未収利息            | 92                            | 67                            |
| 流動資産合計          | 2,954,354,937                 | 2,307,855,507                 |
| 資産合計            | 2,954,354,937                 | 2,307,855,507                 |
| 負債の部            |                               |                               |
| 流動負債            |                               |                               |
| 未払収益分配金         | 16,953,738                    | 10,182,328                    |
| 未払解約金           | 7,658,649                     | 12,115,516                    |
| 未払受託者報酬         | 646,084                       | 499,137                       |
| 未払委託者報酬         | 9,045,155                     | 6,987,863                     |
| その他未払費用         | 67,717                        | 53,129                        |
| 流動負債合計          | 34,371,343                    | 29,837,973                    |
| 負債合計            | 34,371,343                    | 29,837,973                    |
| 純資産の部           |                               |                               |
| 元本等             |                               |                               |
| 元本              | 4,843,925,158                 | 4,072,931,326                 |
| 剰余金             |                               |                               |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,923,941,564                | △1,794,913,792                |
| （分配準備積立金）       | —                             | —                             |
| 元本等合計           | 2,919,983,594                 | 2,278,017,534                 |
| 純資産合計           | 2,919,983,594                 | 2,278,017,534                 |
| 負債純資産合計         | 2,954,354,937                 | 2,307,855,507                 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第10期特定期間<br>（自 平成23年 1 月21日<br>至 平成23年 7 月20日） | 第11期特定期間<br>（自 平成23年 7 月21日<br>至 平成24年 1 月20日） |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                                |                                                |
| 受取利息                                      | 7,913                                          | 6,245                                          |
| 有価証券売買等損益                                 | △37,009,381                                    | △163,184,882                                   |
| 営業収益合計                                    | △37,001,468                                    | △163,178,637                                   |
| 営業費用                                      |                                                |                                                |
| 受託者報酬                                     | 1,355,678                                      | 1,063,805                                      |
| 委託者報酬                                     | 18,979,404                                     | 14,893,232                                     |
| その他費用                                     | 67,717                                         | 53,129                                         |
| 営業費用合計                                    | 20,402,799                                     | 16,010,166                                     |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | △57,404,267                                    | △179,188,803                                   |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | △57,404,267                                    | △179,188,803                                   |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | △57,404,267                                    | △179,188,803                                   |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △1,006,495                                     | △8,096,961                                     |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | △2,199,108,222                                 | △1,923,941,564                                 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 370,035,171                                    | 330,903,563                                    |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 370,035,171                                    | 330,903,563                                    |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 3,034,911                                      | 4,848,928                                      |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 3,034,911                                      | 4,848,928                                      |
| 分配金                                       | 35,435,830                                     | 25,935,021                                     |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | △1,923,941,564                                 | △1,794,913,792                                 |

**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                    |                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。                                                                                                  |
| 2. 費用・収益の計上基準      | 有価証券売買等損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。                                                                                                                |
| 3. その他             | 当ファンドの特定期間は、平成23年7月21日から平成24年1月20日までとなっております。                                                                                                    |
| 4. 追加情報            | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第10期特定期間末<br>（平成23年7月20日現在）                                                 | 第11期特定期間末<br>（平成24年1月20日現在）                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数<br>4,843,925,158口                                      | 1. 特定期間の末日における受益権の総数<br>4,072,931,326口                                      |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 1,923,941,564円                    | 2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額<br>元本の欠損 1,794,913,792円                    |
| 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.6028円<br>（10,000口当たり純資産額）（6,028円） | 3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額<br>1口当たり純資産額 0.5593円<br>（10,000口当たり純資産額）（5,593円） |

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第10期特定期間<br>(自 平成23年 1 月21日<br>至 平成23年 7 月20日)                                                                                                         |   |                | 第11期特定期間<br>(自 平成23年 7 月21日<br>至 平成24年 1 月20日)                                                                                                        |   |                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|
| 1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用                                                                                         |   |                | 1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用                                                                                        |   |                |
| 支払金額                                                                                                                                                   |   | 3,107,768円     | 支払金額                                                                                                                                                  |   | 2,537,618円     |
| 2. 分配金の計算過程<br>第18期（平成23年 1 月21日から平成23年 4 月20日まで）<br>計算期間末における分配対象額49,136,998円<br>(10,000口当たり93円03銭)のうち、18,482,092円<br>(10,000口当たり35円00銭)を分配金額としております。 |   |                | 2. 分配金の計算過程<br>第20期（平成23年 7 月21日から平成23年10月20日まで）<br>計算期間末における分配対象額30,423,304円<br>(10,000口当たり67円60銭)のうち、15,752,693円<br>(10,000口当たり35円00銭)を分配金額としております。 |   |                |
| 項目                                                                                                                                                     |   | 金額または口数        | 項目                                                                                                                                                    |   | 金額または口数        |
| 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                                          | A | 19,347,494円    | 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                                         | A | 13,900,868円    |
| 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                                                         | B | -円             | 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                                                        | B | -円             |
| 収益調整金額                                                                                                                                                 | C | 20,171,349円    | 収益調整金額                                                                                                                                                | C | 16,522,436円    |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                               | D | 9,618,155円     | 分配準備積立金額                                                                                                                                              | D | -円             |
| 分配対象額（A+B+C+D）                                                                                                                                         | E | 49,136,998円    | 分配対象額（A+B+C+D）                                                                                                                                        | E | 30,423,304円    |
| 期末受益権口数                                                                                                                                                | F | 5,280,597,945口 | 期末受益権口数                                                                                                                                               | F | 4,500,769,700口 |
| 10,000口当たりの分配対象額<br>(E÷F×10,000)                                                                                                                       | G | 93円 03銭        | 10,000口当たりの分配対象額<br>(E÷F×10,000)                                                                                                                      | G | 67円 60銭        |
| 10,000口当たりの分配金額                                                                                                                                        | H | 35円 00銭        | 10,000口当たりの分配金額                                                                                                                                       | H | 35円 00銭        |
| 分配金額（F×H÷10,000）                                                                                                                                       | I | 18,482,092円    | 分配金額（F×H÷10,000）                                                                                                                                      | I | 15,752,693円    |
| 第19期（平成23年 4 月21日から平成23年 7 月20日まで）<br>計算期間末における分配対象額34,728,776円<br>(10,000口当たり71円69銭)のうち、16,953,738円<br>(10,000口当たり35円00銭)を分配金額としております。                |   |                | 第21期（平成23年10月21日から平成24年 1 月20日まで）<br>計算期間末における分配対象額22,371,961円<br>(10,000口当たり54円93銭)のうち、10,182,328円<br>(10,000口当たり25円00銭)を分配金額としております。                |   |                |
| 項目                                                                                                                                                     |   | 金額または口数        | 項目                                                                                                                                                    |   | 金額または口数        |
| 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                                          | A | 6,604,851円     | 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                                         | A | 9,089,441円     |
| 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                                                         | B | -円             | 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                                                        | B | -円             |
| 収益調整金額                                                                                                                                                 | C | 18,514,664円    | 収益調整金額                                                                                                                                                | C | 13,282,520円    |
| 分配準備積立金額                                                                                                                                               | D | 9,609,261円     | 分配準備積立金額                                                                                                                                              | D | -円             |
| 分配対象額（A+B+C+D）                                                                                                                                         | E | 34,728,776円    | 分配対象額（A+B+C+D）                                                                                                                                        | E | 22,371,961円    |
| 期末受益権口数                                                                                                                                                | F | 4,843,925,158口 | 期末受益権口数                                                                                                                                               | F | 4,072,931,326口 |
| 10,000口当たりの分配対象額<br>(E÷F×10,000)                                                                                                                       | G | 71円 69銭        | 10,000口当たりの分配対象額<br>(E÷F×10,000)                                                                                                                      | G | 54円 93銭        |
| 10,000口当たりの分配金額                                                                                                                                        | H | 35円 00銭        | 10,000口当たりの分配金額                                                                                                                                       | H | 25円 00銭        |
| 分配金額（F×H÷10,000）                                                                                                                                       | I | 16,953,738円    | 分配金額（F×H÷10,000）                                                                                                                                      | I | 10,182,328円    |

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

|                        | 第10期特定期間<br>(自 平成23年1月21日<br>至 平成23年7月20日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 第11期特定期間<br>(自 平成23年7月21日<br>至 平成24年1月20日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                                                                                       | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                                                                                                                                                                                              | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                                                                                                                                                                                              |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制      | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。<br>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。<br>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。<br>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。<br>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。<br>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。<br>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                                                                                                                       | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                                                                                                                       |

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|                    | 第10期特定期間<br>(自 平成23年1月21日<br>至 平成23年7月20日)                                                                                    | 第11期特定期間<br>(自 平成23年7月21日<br>至 平成24年1月20日)                                                                                    |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                        | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                        |
| 2. 時価の算定方法         | 親投資信託受益証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 親投資信託受益証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期特定期間（自 平成23年1月21日 至 平成23年7月20日）

該当事項はございません。

第11期特定期間（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日）

該当事項はございません。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

|           | 第10期特定期間<br>(自 平成23年1月21日<br>至 平成23年7月20日) | 第11期特定期間<br>(自 平成23年7月21日<br>至 平成24年1月20日) |
|-----------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 期首元本額     | 5,803,215,463円                             | 4,843,925,158円                             |
| 期中追加設定元本額 | 7,925,542円                                 | 11,436,946円                                |
| 期中一部解約元本額 | 967,215,847円                               | 782,430,778円                               |

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

|               | 第10期特定期間<br>(自 平成23年1月21日<br>至 平成23年7月20日) | 第11期特定期間<br>(自 平成23年7月21日<br>至 平成24年1月20日) |
|---------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 種類            | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）                     | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）                     |
| 親投資信託<br>受益証券 | △23,045,046                                | 29,099,059                                 |
| 合計            | △23,045,046                                | 29,099,059                                 |

### 3. デリバティブ取引関係

第10期特定期間末（平成23年7月20日現在）

該当事項はありません。

第11期特定期間末（平成24年1月20日現在）

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

（1）株式（平成24年1月20日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

（平成24年1月20日現在）

| 種類        | 銘柄              | 総口数（口）        | 評価額（円）        | 備考 |
|-----------|-----------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 明治安田日本株式マザーファンド | 1,657,983,253 | 864,804,064   |    |
|           | 明治安田外国債券マザーファンド | 843,538,708   | 1,395,213,023 |    |
| 合計        |                 | 2,501,521,961 | 2,260,017,087 |    |

### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## （参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

|                | (平成24年 1 月20日現在)     |
|----------------|----------------------|
| 科目             | 金額（円）                |
| <b>資産の部</b>    |                      |
| <b>流動資産</b>    |                      |
| コール・ローン        | 86,220,755           |
| 株式             | 3,592,697,300        |
| 未収入金           | 155,456,588          |
| 未収配当金          | 4,586,800            |
| 未収利息           | 141                  |
| <b>流動資産合計</b>  | <b>3,838,961,584</b> |
| <b>資産合計</b>    | <b>3,838,961,584</b> |
| <b>負債の部</b>    |                      |
| <b>流動負債</b>    |                      |
| 未払金            | 32,555,895           |
| 未払解約金          | 5,336,531            |
| <b>流動負債合計</b>  | <b>37,892,426</b>    |
| <b>負債合計</b>    | <b>37,892,426</b>    |
| <b>純資産の部</b>   |                      |
| <b>元本等</b>     |                      |
| 元本             | 7,286,742,907        |
| <b>剰余金</b>     |                      |
| 剰余金又は欠損金（△）    | △3,485,673,749       |
| <b>元本等合計</b>   | <b>3,801,069,158</b> |
| <b>純資産合計</b>   | <b>3,801,069,158</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>3,838,961,584</b> |

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |                                                                                                                                                  |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。                       |
| 2. 費用・収益の計上基準      | (1) 受取配当金の計上基準<br>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br>(2) 有価証券売買等損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。                                     |
| 3. その他             | 貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成24年1月20日現在であります。<br>なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年1月21日から平成24年1月20日までとなっております。                                                        |
| 4. 追加情報            | 当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。 |

(その他の注記)

| (平成24年1月20日現在)                       |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 元本の移動                             |                |
| 対象期間（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日）の元本状況 |                |
| 期首（平成23年7月21日）の元本額                   | 7,458,687,072円 |
| 対象期間中の追加設定元本額                        | 628,322,256円   |
| 対象期間中の一部解約元本額                        | 800,266,421円   |
| 平成24年1月20日現在の元本額の内訳 ※                |                |
| 明治安田日本株式ファンド                         | 943,837,016円   |
| 明治安田ライフプランファンド20                     | 447,537,919円   |
| 明治安田ライフプランファンド50                     | 648,204,831円   |
| 明治安田ライフプランファンド70                     | 485,026,766円   |
| 明治安田外債日本株ファンド                        | 1,657,983,253円 |
| 楽天資産形成ファンド                           | 500,791,264円   |
| 明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）        | 286,667,535円   |
| 明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）        | 259,658,825円   |
| 明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）        | 77,466,556円    |
| 明治安田VA日本株式ファンド（適格機関投資家専用）            | 193,210,482円   |
| 日本株式私募リサーチアクティブファンド（適格機関投資家専用）       | 1,786,358,460円 |
| 計                                    | 7,286,742,907円 |
| 2. 元本の欠損                             | 3,485,673,749円 |
| 3. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額           |                |
| 1口当たり純資産額                            | 0.5216円        |
| (10,000口当たり純資産額)                     | (5,216円)       |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （３）附属明細表

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式

（平成24年１月20日現在）

| 通貨  | 銘柄              | 株式数     | 評価額     |             | 備考 |
|-----|-----------------|---------|---------|-------------|----|
|     |                 |         | 単価      | 金額          |    |
| 日本円 | 日揮              | 10,000  | 2,019   | 20,190,000  |    |
|     | 味の素             | 74,000  | 917     | 67,858,000  |    |
|     | 日本たばこ産業         | 138     | 384,000 | 52,992,000  |    |
|     | 東レ              | 120,000 | 576     | 69,120,000  |    |
|     | 旭化成             | 40,000  | 484     | 19,360,000  |    |
|     | 東京応化工業          | 22,700  | 1,609   | 36,524,300  |    |
|     | 住友ベークライト        | 73,000  | 454     | 33,142,000  |    |
|     | 宇部興産            | 84,000  | 226     | 18,984,000  |    |
|     | 花王              | 15,500  | 2,087   | 32,348,500  |    |
|     | 日本ペイント          | 61,000  | 586     | 35,746,000  |    |
|     | エフピコ            | 4,400   | 5,150   | 22,660,000  |    |
|     | アステラス製薬         | 22,400  | 3,005   | 67,312,000  |    |
|     | 田辺三菱製薬          | 27,900  | 1,154   | 32,196,600  |    |
|     | 参天製薬            | 10,900  | 3,185   | 34,716,500  |    |
|     | キョーリン製薬ホールディングス | 15,000  | 1,311   | 19,665,000  |    |
|     | 昭和シェル石油         | 50,200  | 529     | 26,555,800  |    |
|     | 横浜ゴム            | 114,000 | 450     | 51,300,000  |    |
|     | 旭硝子             | 42,000  | 680     | 28,560,000  |    |
|     | 大和工業            | 8,700   | 2,385   | 20,749,500  |    |
|     | 大同特殊鋼           | 70,000  | 509     | 35,630,000  |    |
|     | 日立金属            | 24,000  | 888     | 21,312,000  |    |
|     | 住友電気工業          | 33,700  | 903     | 30,431,100  |    |
|     | 日立電線            | 87,000  | 180     | 15,660,000  |    |
|     | 住生活グループ         | 24,000  | 1,593   | 38,232,000  |    |
|     | 日本発條            | 33,600  | 715     | 24,024,000  |    |
|     | 牧野フライス製作所       | 69,000  | 533     | 36,777,000  |    |
|     | 日特エンジニアリング      | 16,000  | 1,122   | 17,952,000  |    |
|     | ディスコ            | 4,100   | 4,450   | 18,245,000  |    |
|     | SMC             | 4,200   | 12,940  | 54,348,000  |    |
|     | 小松製作所           | 46,200  | 2,080   | 96,096,000  |    |
|     | クボタ             | 21,000  | 694     | 14,574,000  |    |
|     | ホシザキ電機          | 14,600  | 1,736   | 25,345,600  |    |
|     | 日立製作所           | 331,000 | 434     | 143,654,000 |    |
|     | 日本電産            | 8,500   | 7,380   | 62,730,000  |    |

|  |                   |         |         |             |  |
|--|-------------------|---------|---------|-------------|--|
|  | パナソニック            | 52,900  | 653     | 34,543,700  |  |
|  | アンリツ              | 27,000  | 792     | 21,384,000  |  |
|  | 日本光電工業            | 8,100   | 1,818   | 14,725,800  |  |
|  | ファナック             | 6,400   | 13,050  | 83,520,000  |  |
|  | 浜松ホトニクス           | 11,900  | 2,730   | 32,487,000  |  |
|  | 村田製作所             | 14,800  | 4,205   | 62,234,000  |  |
|  | キャノン              | 23,700  | 3,430   | 81,291,000  |  |
|  | 東京エレクトロン          | 8,500   | 4,335   | 36,847,500  |  |
|  | 日産自動車             | 151,700 | 721     | 109,375,700 |  |
|  | いすゞ自動車            | 233,000 | 379     | 88,307,000  |  |
|  | アイシン精機            | 28,200  | 2,365   | 66,693,000  |  |
|  | マツダ               | 137,000 | 129     | 17,673,000  |  |
|  | 本田技研工業            | 30,500  | 2,658   | 81,069,000  |  |
|  | スズキ               | 20,900  | 1,669   | 34,882,100  |  |
|  | ニコン               | 39,100  | 1,794   | 70,145,400  |  |
|  | リンテック             | 18,700  | 1,486   | 27,788,200  |  |
|  | 関西電力              | 30,700  | 1,268   | 38,927,600  |  |
|  | 東京瓦斯              | 213,000 | 346     | 73,698,000  |  |
|  | 東日本旅客鉄道           | 7,000   | 4,675   | 32,725,000  |  |
|  | ヤマトホールディングス       | 6,500   | 1,237   | 8,040,500   |  |
|  | 山九                | 144,000 | 294     | 42,336,000  |  |
|  | スカイマーク            | 22,600  | 813     | 18,373,800  |  |
|  | インターネットイニシアティブ    | 69      | 239,100 | 16,497,900  |  |
|  | 日本テレビ放送網          | 3,310   | 11,590  | 38,362,900  |  |
|  | エヌ・ティ・ティ・ドコモ      | 947     | 136,800 | 129,549,600 |  |
|  | 角川グループホールディングス    | 7,700   | 2,523   | 19,427,100  |  |
|  | ソフトバンク            | 17,200  | 2,171   | 37,341,200  |  |
|  | ドウシシャ             | 8,000   | 2,364   | 18,912,000  |  |
|  | 丸紅                | 218,000 | 505     | 110,090,000 |  |
|  | 三井物産              | 79,600  | 1,266   | 100,773,600 |  |
|  | コスモス薬品            | 6,400   | 3,650   | 23,360,000  |  |
|  | ファミリーマート          | 11,400  | 3,020   | 34,428,000  |  |
|  | エイチ・ツー・オー リテイリング  | 55,000  | 611     | 33,605,000  |  |
|  | イオン               | 33,100  | 993     | 32,868,300  |  |
|  | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 361,500 | 350     | 126,525,000 |  |
|  | 三井住友フィナンシャルグループ   | 67,300  | 2,373   | 159,702,900 |  |
|  | 西日本シティ銀行          | 155,000 | 223     | 34,565,000  |  |
|  | 野村ホールディングス        | 69,200  | 281     | 19,445,200  |  |
|  | NK S Jホールディングス    | 16,300  | 1,563   | 25,476,900  |  |

|    |            |           |         |               |  |
|----|------------|-----------|---------|---------------|--|
|    | 第一生命保険     | 234       | 81,100  | 18,977,400    |  |
|    | オリックス      | 11,320    | 7,220   | 81,730,400    |  |
|    | 三菱地所       | 35,000    | 1,264   | 44,240,000    |  |
|    | エムスリー      | 54        | 292,500 | 15,795,000    |  |
|    | サイバーエージェント | 79        | 210,800 | 16,653,200    |  |
|    | 楽天         | 625       | 83,700  | 52,312,500    |  |
| 小計 |            | 3,976,276 |         | 3,592,697,300 |  |
|    |            |           |         |               |  |
| 合計 |            |           |         | 3,592,697,300 |  |

## (注) 有価証券の内訳

| 通貨  | 銘柄数    | 組入株式時価比率 | 合計額に対する比率 |
|-----|--------|----------|-----------|
| 日本円 | 株式79銘柄 | 94.5%    | 100.0%    |

## (2) 株式以外の有価証券（平成24年1月20日現在）

該当事項はございません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

[次へ](#)

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## (1) 貸借対照表

|                | (平成24年1月20日現在)       |
|----------------|----------------------|
| 科目             | 金額 (円)               |
| <b>資産の部</b>    |                      |
| <b>流動資産</b>    |                      |
| 預金             | 34,848,357           |
| コール・ローン        | 20,891,579           |
| 国債証券           | 2,365,020,902        |
| 特殊債券           | 255,746,846          |
| 社債券            | 190,890,720          |
| 派生商品評価勘定       | 31,715,248           |
| 未収利息           | 26,377,962           |
| 前払費用           | 9,162,299            |
| <b>流動資産合計</b>  | <b>2,934,653,913</b> |
| <b>資産合計</b>    | <b>2,934,653,913</b> |
| <b>負債の部</b>    |                      |
| <b>流動負債</b>    |                      |
| 派生商品評価勘定       | 28,525,432           |
| 未払金            | 28,697,370           |
| 未払解約金          | 4,700,711            |
| <b>流動負債合計</b>  | <b>61,923,513</b>    |
| <b>負債合計</b>    | <b>61,923,513</b>    |
| <b>純資産の部</b>   |                      |
| <b>元本等</b>     |                      |
| 元本             | 1,736,853,365        |
| <b>剰余金</b>     |                      |
| 剰余金又は欠損金 (△)   | 1,135,877,035        |
| <b>元本等合計</b>   | <b>2,872,730,400</b> |
| <b>純資産合計</b>   | <b>2,872,730,400</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>2,934,653,913</b> |

**（２）注記表**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                        |                                                                                                                                                              |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法     | <p>（１）国債証券、特殊債券、社債券<br/>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>（２）為替予約取引<br/>個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> |
| 2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>                               |
| 3. 費用・収益の計上基準          | <p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準<br/>約定日基準で計上しております。</p>                                                                                                      |
| 4. その他                 | <p>貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成24年1月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、平成23年3月10日から平成24年3月9日までとなっております。</p>                                                          |
| 5. 追加情報                | <p>当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>      |

(その他の注記)

| (平成24年1月20日現在)                       |                |
|--------------------------------------|----------------|
| <b>1. 元本の移動</b>                      |                |
| 対象期間（自 平成23年7月21日 至 平成24年1月20日）の元本状況 |                |
| 期首（平成23年7月21日）の元本額                   | 1,888,855,700円 |
| 対象期間中の追加設定元本額                        | 36,603,678円    |
| 対象期間中の一部解約元本額                        | 188,606,013円   |
| 平成24年1月20日現在の元本額の内訳 ※                |                |
| 明治安田外国債券ファンド                         | 68,571,091円    |
| 明治安田ライフプランファンド20                     | 136,328,535円   |
| 明治安田ライフプランファンド50                     | 101,105,233円   |
| 明治安田ライフプランファンド70                     | 37,080,678円    |
| フコク株25大河                             | 34,511,839円    |
| フコク株50大河                             | 46,982,292円    |
| 明治安田外債日本株ファンド                        | 843,538,708円   |
| 明治安田VA外国債券ファンド（適格機関投資家専用）            | 330,028,568円   |
| 明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）        | 89,558,746円    |
| 明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）        | 38,896,587円    |
| 明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）        | 5,943,020円     |
| 大河25VA 適格機関投資家専用                     | 2,736,519円     |
| 大河50VA 適格機関投資家専用                     | 1,571,549円     |
| 計                                    | 1,736,853,365円 |
| <b>2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額</b>    |                |
| 1口当たり純資産額                            | 1.6540円        |
| (10,000口当たり純資産額)                     | (16,540円)      |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## （３）附属明細表

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（平成24年１月20日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券

（平成24年１月20日現在）

| 種類         | 銘柄                     | 券面総額       | 評価額             | 備考 |
|------------|------------------------|------------|-----------------|----|
| 国債証券       |                        |            |                 |    |
| 米ドル        | TSY INFL IX N/B 0.125% | 1,635,000  | 1,759,625.58    |    |
|            | US TREASURY N/B 1%     | 1,450,000  | 1,465,519.53    |    |
|            | US TREASURY N/B 1%     | 770,000    | 776,857.81      |    |
|            | US TREASURY N/B 0.875% | 2,295,000  | 2,297,151.56    |    |
|            | US TREASURY N/B 3.125% | 2,175,000  | 2,414,589.84    |    |
|            | US TREASURY N/B 1.875% | 1,940,000  | 2,026,996.87    |    |
|            | US TREASURY N/B 2.625% | 220,000    | 235,331.25      |    |
|            | US TREASURY N/B 2.125% | 455,000    | 462,749.21      |    |
|            | US TREASURY N/B 2.125% | 860,000    | 874,646.87      |    |
|            | US TREASURY N/B 6.25%  | 400,000    | 567,437.50      |    |
|            | US TREASURY N/B 5.5%   | 285,000    | 395,482.03      |    |
|            | US TREASURY N/B 3.5%   | 755,000    | 826,960.93      |    |
| 小計         |                        | 13,240,000 | 14,103,348.98   |    |
|            |                        |            | (1,087,932,340) |    |
|            |                        |            |                 |    |
| カナダドル      | CANADA-GOV'T 2.75%     | 675,000    | 718,132.50      |    |
| 小計         |                        | 675,000    | 718,132.50      |    |
|            |                        |            | (54,757,603)    |    |
|            |                        |            |                 |    |
| オーストラリアドル  | AUSTRALIAN GOVT. 4.75% | 130,000    | 138,502.00      |    |
| 小計         |                        | 130,000    | 138,502.00      |    |
|            |                        |            | (11,130,020)    |    |
|            |                        |            |                 |    |
| イギリスポンド    | TREASURY 4.75%         | 215,000    | 284,752.45      |    |
|            | TREASURY 4.25%         | 185,000    | 233,155.50      |    |
| 小計         |                        | 400,000    | 517,907.95      |    |
|            |                        |            | (61,890,000)    |    |
|            |                        |            |                 |    |
| シンガポールドル   | SINGAPORE GOV'T 2.25%  | 185,000    | 195,811.40      |    |
| 小計         |                        | 185,000    | 195,811.40      |    |
|            |                        |            | (11,877,919)    |    |
|            |                        |            |                 |    |
| スウェーデンクローナ | SWEDEN GOVT 6.75%      | 1,845,000  | 2,087,672.85    |    |
| 小計         |                        | 1,845,000  | 2,087,672.85    |    |

|           |                        |           |              |  |
|-----------|------------------------|-----------|--------------|--|
|           |                        |           | (23,820,347) |  |
|           |                        |           |              |  |
| ノルウェークローネ | NORWEGIAN GOV'T 5%     | 770,000   | 862,400.00   |  |
| 小計        |                        | 770,000   | 862,400.00   |  |
|           |                        |           | (11,245,696) |  |
|           |                        |           |              |  |
| デンマーククロネ  | DENMARK - BULLET 4%    | 2,500,000 | 2,925,000.00 |  |
| 小計        |                        | 2,500,000 | 2,925,000.00 |  |
|           |                        |           | (39,341,250) |  |
|           |                        |           |              |  |
| メキシコペソ    | MEXICAN BONOS 8%       | 4,980,000 | 5,682,777.60 |  |
| 小計        |                        | 4,980,000 | 5,682,777.60 |  |
|           |                        |           | (33,073,765) |  |
|           |                        |           |              |  |
| ユーロ       | BUNDESOBL-161 1.25%    | 35,000    | 35,840.00    |  |
|           | BUNDESOBL-161 1.25%    | 280,000   | 286,720.00   |  |
|           | BUNDESOBL-161 1.25%    | 295,000   | 302,080.00   |  |
|           | BUNDESOBL-161 1.25%    | 185,000   | 189,440.00   |  |
|           | BUNDESOBL-I/L 0.75%    | 430,000   | 478,198.51   |  |
|           | DEUTSCHLAND I/L 1.5%   | 570,000   | 703,283.87   |  |
|           | BTPS 4.25%             | 285,000   | 287,052.00   |  |
|           | BTPS 3.75%             | 705,000   | 668,692.50   |  |
|           | BTPS 4.5%              | 600,000   | 565,380.00   |  |
|           | BTPS 3.75%             | 725,000   | 619,730.00   |  |
|           | BTPS 5%                | 390,000   | 304,980.00   |  |
|           | BTNS 2.5%              | 370,000   | 378,880.00   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 2.5%     | 345,000   | 331,648.50   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 2.5%     | 385,000   | 370,100.50   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 4.25%    | 300,000   | 325,860.00   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 4.5%     | 300,000   | 332,640.00   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 4%       | 125,000   | 127,087.50   |  |
|           | FRANCE O.A.T. 4%       | 190,000   | 192,356.00   |  |
|           | NETHERLANDS GOVT 3.25% | 620,000   | 672,018.00   |  |
|           | SPANISH GOV'T 2.5%     | 350,000   | 346,150.00   |  |
|           | SPANISH GOV'T 4.25%    | 200,000   | 201,220.00   |  |
|           | SPANISH GOV'T 5.5%     | 380,000   | 387,638.00   |  |
|           | SPANISH GOV'T 4.2%     | 219,000   | 164,797.50   |  |
|           | BELGIAN 0316 3.5%      | 275,000   | 282,535.00   |  |
|           | BELGIAN 0315 4%        | 320,000   | 327,184.00   |  |
|           | BELGIAN 0320 4.25%     | 110,000   | 106,615.30   |  |

|           |                         |            |                 |  |
|-----------|-------------------------|------------|-----------------|--|
|           | REP OF AUSTRIA 4.15%    | 125,000    | 134,435.00      |  |
|           | FINNISH GOV'T 1.75%     | 275,000    | 283,250.00      |  |
|           | FINNISH GOV'T 4.25%     | 250,000    | 278,800.00      |  |
|           | FINNISH GOV'T 4.375%    | 250,000    | 291,875.00      |  |
|           | REP OF POLAND 5.875%    | 305,000    | 324,062.50      |  |
| 小計        |                         | 10,194,000 | 10,300,549.68   |  |
|           |                         |            | (1,029,951,962) |  |
|           |                         |            |                 |  |
| 国債証券計     |                         |            | 2,365,020,902   |  |
|           |                         |            | (2,365,020,902) |  |
|           |                         |            |                 |  |
| 特殊債券      |                         |            |                 |  |
| 米ドル       | KFW 1.375%              | 267,000    | 269,750.10      |  |
|           | KFW 1.375%              | 103,000    | 104,060.90      |  |
|           | NETWRK RAIL INFR 0.875% | 240,000    | 239,568.00      |  |
|           | BK NED GEMEENTEN 2.5%   | 350,000    | 357,700.00      |  |
| 小計        |                         | 960,000    | 971,079.00      |  |
|           |                         |            | (74,909,034)    |  |
|           |                         |            |                 |  |
| オーストラリアドル | KFW 5.5%                | 535,000    | 544,737.00      |  |
| 小計        |                         | 535,000    | 544,737.00      |  |
|           |                         |            | (43,775,065)    |  |
|           |                         |            |                 |  |
| ユーロ       | RENTENBANK 3.25%        | 615,000    | 643,966.50      |  |
|           | CAISSE AMORT DET 2.625% | 250,000    | 253,275.00      |  |
|           | BK NED GEMEENTEN 2.25%  | 71,000     | 71,195.25       |  |
|           | OESTER KONTROLBK 3.5%   | 386,000    | 402,327.80      |  |
| 小計        |                         | 1,322,000  | 1,370,764.55    |  |
|           |                         |            | (137,062,747)   |  |
|           |                         |            |                 |  |
| 特殊債券計     |                         |            | 255,746,846     |  |
|           |                         |            | (255,746,846)   |  |
|           |                         |            |                 |  |
| 社債券       |                         |            |                 |  |
| 米ドル       | JPMORGAN CHASE 6.3%     | 140,000    | 157,948.00      |  |
|           | RIO TINTO FINANC 2.25%  | 130,000    | 131,826.50      |  |
|           | BP CAPITAL PLC 2.248%   | 74,000     | 74,873.20       |  |
|           | BP CAPITAL PLC 2.248%   | 56,000     | 56,660.80       |  |
| 小計        |                         | 400,000    | 421,308.50      |  |
|           |                         |            | (32,499,737)    |  |
|           |                         |            |                 |  |

|         |                         |         |                 |  |
|---------|-------------------------|---------|-----------------|--|
| イギリスポンド | CITIGROUP INC 5.5%      | 90,000  | 94,239.00       |  |
|         | ROYAL BK SCOTLND 6.625% | 180,000 | 183,870.00      |  |
|         | LLOYDS TSB BANK 6.75%   | 170,000 | 177,216.50      |  |
|         | WELLCOME TRST FI 4.75%  | 265,000 | 299,344.00      |  |
| 小計      |                         | 705,000 | 754,669.50      |  |
|         |                         |         | (90,183,005)    |  |
|         |                         |         |                 |  |
| ユーロ     | MORGAN STANLEY 5.5%     | 170,000 | 161,551.00      |  |
|         | GOLDMAN SACHS GP 5.125% | 200,000 | 190,920.00      |  |
|         | BARCLAYS BK PLC 4.875%  | 170,000 | 171,802.00      |  |
|         | CREDIT SUISSE LD 4.75%  | 150,000 | 157,875.00      |  |
| 小計      |                         | 690,000 | 682,148.00      |  |
|         |                         |         | (68,207,978)    |  |
|         |                         |         |                 |  |
| 社債券計    |                         |         | 190,890,720     |  |
|         |                         |         | (190,890,720)   |  |
|         |                         |         |                 |  |
| 合計      |                         |         | 2,811,658,468   |  |
|         |                         |         | (2,811,658,468) |  |

(注1) 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

| 通貨         | 銘柄数      | 組入債券時価比率 | 合計額に対する比率 |
|------------|----------|----------|-----------|
| 米ドル        | 国債証券11銘柄 | 37.9%    | 38.7%     |
|            | 特殊債券3銘柄  | 2.6%     | 2.7%      |
|            | 社債券3銘柄   | 1.1%     | 1.2%      |
| カナダドル      | 国債証券1銘柄  | 1.9%     | 1.9%      |
| オーストラリアドル  | 国債証券1銘柄  | 0.4%     | 0.4%      |
|            | 特殊債券1銘柄  | 1.5%     | 1.6%      |
| イギリスポンド    | 国債証券2銘柄  | 2.2%     | 2.2%      |
|            | 社債券4銘柄   | 3.1%     | 3.2%      |
| シンガポールドル   | 国債証券1銘柄  | 0.4%     | 0.4%      |
| スウェーデンクローナ | 国債証券1銘柄  | 0.8%     | 0.8%      |
| ノルウェークローネ  | 国債証券1銘柄  | 0.4%     | 0.4%      |
| デンマーククローネ  | 国債証券1銘柄  | 1.4%     | 1.4%      |
| メキシコペソ     | 国債証券1銘柄  | 1.1%     | 1.2%      |
| ユーロ        | 国債証券27銘柄 | 35.9%    | 36.6%     |
|            | 特殊債券4銘柄  | 4.8%     | 4.9%      |
|            | 社債券4銘柄   | 2.4%     | 2.4%      |

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(平成24年1月20日現在)

| 区分        | 種類         | 契約額等（円）       |       | 時価（円）         | 評価損益（円）     |
|-----------|------------|---------------|-------|---------------|-------------|
|           |            |               | うち1年超 |               |             |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引     |               |       |               |             |
|           | 売建         | 1,493,540,019 | -     | 1,468,508,731 | 25,031,288  |
|           | 米ドル        | 563,891,992   | -     | 560,895,963   | 2,996,029   |
|           | カナダドル      | 6,063,200     | -     | 6,095,200     | △32,000     |
|           | オーストラリアドル  | 102,791,665   | -     | 104,595,750   | △1,804,085  |
|           | イギリスポンド    | 204,939,638   | -     | 198,867,600   | 6,072,038   |
|           | シンガポールドル   | 12,322,550    | -     | 12,429,150    | △106,600    |
|           | スウェーデンクローナ | 75,098,730    | -     | 74,378,168    | 720,562     |
|           | ノルウェークローネ  | 10,450,400    | -     | 10,416,000    | 34,400      |
|           | デンマーククローネ  | 17,985,686    | -     | 17,068,800    | 916,886     |
|           | メキシコペソ     | 10,831,432    | -     | 10,904,000    | △72,568     |
|           | ユーロ        | 489,164,726   | -     | 472,858,100   | 16,306,626  |
|           | 買建         | 1,509,060,985 | -     | 1,487,219,513 | △21,841,472 |
|           | 米ドル        | 615,246,630   | -     | 612,056,287   | △3,190,343  |
|           | カナダドル      | 37,993,925    | -     | 38,095,000    | 101,075     |
|           | オーストラリアドル  | 61,304,131    | -     | 62,517,000    | 1,212,869   |
|           | イギリスポンド    | 268,527,247   | -     | 265,593,174   | △2,934,073  |
|           | スイスフラン     | 17,587,000    | -     | 16,546,000    | △1,041,000  |
|           | シンガポールドル   | 27,102,680    | -     | 26,677,200    | △425,480    |
|           | スウェーデンクローナ | 69,778,625    | -     | 67,770,500    | △2,008,125  |
|           | ノルウェークローネ  | 38,916,325    | -     | 38,866,122    | △50,203     |
|           | ポーランドズロチ   | 26,882,440    | -     | 25,602,850    | △1,279,590  |
|           | ユーロ        | 345,721,982   | -     | 333,495,380   | △12,226,602 |
|           | 合計         | -             | -     | -             | 3,189,816   |

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - 特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - 特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
    - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
    - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

[前へ](#)

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

明治安田外債日本株ファンド

（平成24年2月29日現在）

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 2,378,004,140円 |
| II 負債総額             | 9,735,082円     |
| III 純資産総額（I－II）     | 2,368,269,058円 |
| IV 発行済数量            | 3,887,162,456口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.6093円        |

（参考）マザーファンドの現況

### 純資産額計算書

明治安田日本株式マザーファンド

（平成24年2月29日現在）

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 3,960,156,891円 |
| II 負債総額             | 48,000,000円    |
| III 純資産総額（I－II）     | 3,912,156,891円 |
| IV 発行済数量            | 6,798,964,833口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.5754円        |

明治安田外国債券マザーファンド

（平成24年2月29日現在）

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| I 資産総額              | 4,293,807,652円 |
| II 負債総額             | 1,253,973,180円 |
| III 純資産総額（I－II）     | 3,039,834,472円 |
| IV 発行済数量            | 1,695,390,732口 |
| V 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.7930円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

（５）振替受益権

○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：10億円  
会社が発行する株式総数：33,220株  
発行済株式総数：18,887株  
＜過去5年における資本金の額の推移＞  
該当事項はありません。

##### (2)委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年2月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類        | 本数    | 純資産総額             |
|-----------|-------|-------------------|
| 追加型株式投資信託 | 131 本 | 433,516,014,799 円 |
| 単位型株式投資信託 | 3 本   | 3,687,204,715 円   |
| 合計        | 134 本 | 437,203,219,514 円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（旧会社名 MDAMアセットマネジメント株式会社、以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、第25期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

## (1)【貸借対照表】

|            | (単位：千円)                |                        |
|------------|------------------------|------------------------|
|            | 第24期<br>(平成22年3月31日現在) | 第25期<br>(平成23年3月31日現在) |
| 資産の部       |                        |                        |
| 流動資産       |                        |                        |
| 現金・預金      | 5,244,171              | 7,654,615              |
| 前払費用       | 45,055                 | 100,129                |
| 未収入金       | 376                    | 2                      |
| 未収委託者報酬    | 196,221                | 461,977                |
| 未収運用受託報酬   | ※ <sup>1</sup> 550,685 | ※ <sup>1</sup> 544,381 |
| 未収投資助言報酬   | ※ <sup>1</sup> 126,638 | ※ <sup>1</sup> 195,353 |
| 繰延税金資産     | 54,282                 | 116,799                |
| その他        | 6,190                  | 2,979                  |
| 貸倒引当金      | -                      | △8,785                 |
| 流動資産合計     | 6,223,622              | 9,067,453              |
| 固定資産       |                        |                        |
| 有形固定資産     |                        |                        |
| 建物         | ※ <sup>2</sup> 69,910  | ※ <sup>2</sup> 135,328 |
| 器具備品       | ※ <sup>2</sup> 136,629 | ※ <sup>2</sup> 178,423 |
| 有形固定資産合計   | 206,539                | 313,752                |
| 無形固定資産     |                        |                        |
| ソフトウェア     | 44,228                 | 33,466                 |
| 電話加入権      | 6,662                  | 6,662                  |
| その他        | 755                    | 586                    |
| 無形固定資産合計   | 51,646                 | 40,714                 |
| 投資その他の資産   |                        |                        |
| 長期差入保証金    | ※ <sup>1</sup> 204,426 | ※ <sup>1</sup> 190,699 |
| 長期前払費用     | 365                    | 275                    |
| 繰延税金資産     | 19,854                 | 25,824                 |
| 施設利用権      | 49,000                 | 49,000                 |
| 貸倒引当金      | △48,000                | △48,000                |
| 投資その他の資産合計 | 225,645                | 217,799                |
| 固定資産合計     | 483,831                | 572,266                |
| 資産合計       | 6,707,454              | 9,639,719              |

(単位：千円)

|          | 第24期<br>(平成22年3月31日現在) | 第25期<br>(平成23年3月31日現在) |
|----------|------------------------|------------------------|
| 負債の部     |                        |                        |
| 流動負債     |                        |                        |
| 預り金      | 10,433                 | 13,180                 |
| 未払金      | 249,499                | 516,160                |
| 未払収益分配金  | 105                    | 146                    |
| 未払償還金    | 28,065                 | 7,315                  |
| 未払手数料    | 107,831                | 193,778                |
| その他未払金   | 113,496                | 314,921                |
| 未払費用     | 48,119                 | 94,353                 |
| 未払法人税等   | 9,034                  | 11,716                 |
| 未払消費税等   | 11,774                 | -                      |
| 賞与引当金    | 78,606                 | 103,938                |
| 流動負債合計   | 407,468                | 739,349                |
| 固定負債     |                        |                        |
| 退職給付引当金  | 16,119                 | 119,390                |
| 資産除却債務   | -                      | 54,977                 |
| 固定負債合計   | 16,119                 | 174,368                |
| 負債合計     | 423,587                | 913,718                |
| 純資産の部    |                        |                        |
| 株主資本     |                        |                        |
| 資本金      | 1,000,000              | 1,000,000              |
| 資本剰余金    |                        |                        |
| 資本準備金    | 660,443                | 660,443                |
| その他資本剰余金 | -                      | 2,854,339              |
| 資本剰余金合計  | 660,443                | 3,514,783              |
| 利益剰余金    |                        |                        |
| 利益準備金    | 83,040                 | 83,040                 |
| その他利益剰余金 |                        |                        |
| 別途積立金    | 3,092,001              | 3,092,001              |
| 繰越利益剰余金  | 1,448,381              | 1,036,176              |
| 利益剰余金合計  | 4,623,423              | 4,211,217              |
| 株主資本合計   | 6,283,866              | 8,726,001              |
| 純資産合計    | 6,283,866              | 8,726,001              |
| 負債・純資産合計 | 6,707,454              | 9,639,719              |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|           | 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|-----------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益      |                                       |                                       |
| 委託者報酬     | 2,172,380                             | 2,555,478                             |
| 受入手数料     | -                                     | 14,208                                |
| 運用受託報酬    | 1,731,095                             | 1,898,980                             |
| 投資助言報酬    | 246,119                               | 311,865                               |
| 営業収益合計    | 4,149,595                             | 4,780,534                             |
| 営業費用      |                                       |                                       |
| 支払手数料     | 1,226,938                             | 1,272,371                             |
| 広告宣伝費     | 20,282                                | 17,415                                |
| 公告費       | 1,140                                 | 1,444                                 |
| 調査費       | 569,699                               | 776,846                               |
| 調査費       | 273,646                               | 347,459                               |
| 委託調査費     | 296,052                               | 429,387                               |
| 委託計算費     | 214,468                               | 281,257                               |
| 営業雑経費     | 98,343                                | 101,333                               |
| 通信費       | 16,293                                | 18,324                                |
| 印刷費       | 73,629                                | 65,644                                |
| 協会費       | 5,629                                 | 6,857                                 |
| 諸会費       | 2,789                                 | 2,662                                 |
| 営業雑費      | -                                     | 7,844                                 |
| 営業費用合計    | 2,130,871                             | 2,450,668                             |
| 一般管理費     |                                       |                                       |
| 給料        | 1,199,808                             | 1,406,694                             |
| 役員報酬      | 56,262                                | 63,577                                |
| 給料・手当     | 951,163                               | 1,140,380                             |
| 賞与        | 192,382                               | 202,737                               |
| その他報酬     | 22,884                                | 17,264                                |
| 賞与引当金繰入   | 78,606                                | 103,938                               |
| 福利厚生費     | 187,320                               | 228,532                               |
| 交際費       | 1,796                                 | 1,641                                 |
| 寄付金       | -                                     | 100                                   |
| 旅費交通費     | 27,755                                | 27,287                                |
| 租税公課      | 17,285                                | 22,389                                |
| 不動産賃借料    | 255,113                               | 238,996                               |
| 退職給付費用    | 37,281                                | 54,668                                |
| 固定資産減価償却費 | 71,901                                | 79,928                                |
| 諸経費       | 101,732                               | 135,011                               |
| 一般管理費合計   | 2,001,487                             | 2,316,454                             |
| 営業利益      | 17,235                                | 13,410                                |

(単位：千円)

|                           | 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|---------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業外収益                     |                                       |                                       |
| 受取利息                      | 8,636                                 | 5,008                                 |
| 償還金等時効完成分                 | 5,111                                 | 20,750                                |
| 保険契約返戻金・配当金               | ※ <sup>1</sup> 1,738                  | ※ <sup>1</sup> 2,265                  |
| 還付加算金                     | 5,459                                 | -                                     |
| 雑益                        | 1,391                                 | 467                                   |
| 営業外収益合計                   | 22,338                                | 28,491                                |
| 営業外費用                     |                                       |                                       |
| 雑損                        | -                                     | 39                                    |
| 営業外費用合計                   | -                                     | 39                                    |
| 経常利益                      | 39,573                                | 41,862                                |
| 特別利益                      | -                                     | -                                     |
| 特別損失                      |                                       |                                       |
| 固定資産除却損                   | ※ <sup>2</sup> 212                    | ※ <sup>2</sup> 13,467                 |
| 合併関連費用                    | -                                     | ※ <sup>3</sup> 465,874                |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う<br>影響額   | -                                     | 34,623                                |
| 特別損失合計                    | 212                                   | 513,965                               |
| 税引前当期純利益又は<br>税引前当期純損失（△） | 39,361                                | △472,102                              |
| 法人税、住民税及び事業税              | 2,290                                 | 2,290                                 |
| 法人税等調整額                   | 16,747                                | △68,487                               |
| 法人税等合計                    | 19,037                                | △66,197                               |
| 当期純利益又は当期純損失（△）           | 20,323                                | △405,904                              |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|                  | 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 株主資本             |                                       |                                       |
| 資本金              |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 1,000,000                             | 1,000,000                             |
| 当期変動額            | -                                     | -                                     |
| 当期末残高            | 1,000,000                             | 1,000,000                             |
| 資本剰余金            |                                       |                                       |
| 資本準備金            |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 660,443                               | 660,443                               |
| 当期変動額            | -                                     | -                                     |
| 当期末残高            | 660,443                               | 660,443                               |
| その他資本剰余金         |                                       |                                       |
| 前期末残高            | -                                     | -                                     |
| 当期変動額            |                                       |                                       |
| 合併による増加          | -                                     | 2,854,339                             |
| 当期変動額合計          | -                                     | 2,854,339                             |
| 当期末残高            | -                                     | 2,854,339                             |
| 資本剰余金合計          |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 660,443                               | 660,443                               |
| 当期変動額            |                                       |                                       |
| 合併による増加          | -                                     | 2,854,339                             |
| 当期変動額合計          | -                                     | 2,854,339                             |
| 当期末残高            | 660,443                               | 3,514,783                             |
| 利益剰余金            |                                       |                                       |
| 利益準備金            |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 83,040                                | 83,040                                |
| 当期変動額            | -                                     | -                                     |
| 当期末残高            | 83,040                                | 83,040                                |
| その他利益剰余金         |                                       |                                       |
| 別途積立金            |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 3,092,001                             | 3,092,001                             |
| 当期変動額            | -                                     | -                                     |
| 当期末残高            | 3,092,001                             | 3,092,001                             |
| 繰越利益剰余金          |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 1,458,057                             | 1,448,381                             |
| 当期変動額            |                                       |                                       |
| 剰余金の配当           | △30,000                               | △6,300                                |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 20,323                                | △405,904                              |
| 当期変動額合計          | △9,676                                | △412,205                              |
| 当期末残高            | 1,448,381                             | 1,036,176                             |
| 利益剰余金合計          |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 4,633,099                             | 4,623,423                             |
| 当期変動額            |                                       |                                       |
| 剰余金の配当           | △30,000                               | △6,300                                |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 20,323                                | △405,904                              |
| 当期変動額合計          | △9,676                                | △412,205                              |
| 当期末残高            | 4,623,423                             | 4,211,217                             |
| 株主資本合計           |                                       |                                       |
| 前期末残高            | 6,293,543                             | 6,283,866                             |
| 当期変動額            |                                       |                                       |
| 合併による増加          | -                                     | 2,854,339                             |
| 剰余金の配当           | △30,000                               | △6,300                                |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) | 20,323                                | △405,904                              |
| 当期変動額合計          | △9,676                                | 2,442,134                             |
| 当期末残高            | 6,283,866                             | 8,726,001                             |

**重要な会計方針**

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                       | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日)                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 固定資産の減価償却方法</b><br><b>(1)有形固定資産</b><br>定額法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 3年～18年<br>器具備品 3年～20年<br><br><b>(2)無形固定資産</b><br>定額法<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。                                                                               | <b>1. 固定資産の減価償却方法</b><br><b>(1)有形固定資産</b><br>同左<br><br><b>(2)無形固定資産</b><br>同左                       |
| <b>2. 引当金の計上基準</b><br><b>(1)貸倒引当金</b> は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。<br><b>(2)賞与引当金</b> は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。<br><b>(3)退職給付引当金</b> は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 | <b>2. 引当金の計上基準</b><br><b>(1)貸倒引当金</b><br>同左<br><br><b>(2)賞与引当金</b><br>同左<br><b>(3)退職給付引当金</b><br>同左 |
| <b>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</b><br><b>消費税等の会計処理方法</b><br>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。                                                                                                                                                                                   | <b>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</b><br><b>消費税等の会計処理方法</b><br>同左                                       |

**会計方針の変更**

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                       | <b>1. 資産除去債務に関する会計基準等の適用</b><br>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。<br>これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,326千円減少し、税引前当期純損失は37,949千円増加しております。<br><b>2. 企業結合に関する会計基準等</b><br>当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。 |

## 注記事項

(貸借対照表関係)

| 第24期<br>(平成22年3月31日現在)                                                                                                                                                    | 第25期<br>(平成23年3月31日現在)                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>未収運用受託報酬 35,828千円<br>未収投資助言報酬 126,638千円<br>長期差入保証金 204,060千円<br><br>※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。<br>建物 76,292千円<br>器具備品 244,766千円 | ※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。<br>未収運用受託報酬 9,887千円<br>未収投資助言報酬 181,486千円<br>長期差入保証金 190,313千円<br><br>※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。<br>建物 118,809千円<br>器具備品 324,154千円 |

(損益計算書関係)

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)                   | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日)                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※1 全て関係会社に対する金額であります。<br><br>※2 固定資産除却損は器具備品212千円であります。 | ※1 全て関係会社に対する金額であります。<br><br>※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。<br>器具備品 1,075千円<br>ソフトウェア 12,392千円<br>計 13,467千円<br><br>※3 主に、会社合併に伴う資産運用系システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。 |

(株主資本等変動計算書関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末  | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式  | 12,601株 | -  | -  | 12,601株 |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額      | 1株当たり配当額  | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-----------|------------|------------|
| 平成21年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 30,000,083円 | 2,380円77銭 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月25日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額     | 配当の原資 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|-------|----------|------------|------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 6,300,500円 | 利益剰余金 | 500円00銭  | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 |

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末  | 増加     | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|--------|----|---------|
| 普通株式  | 12,601株 | 6,286株 | -  | 18,887株 |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額     | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|----------|------------|------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 6,300,500円 | 500円00銭  | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)    | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|------------------------------------------|---------------------------------------|
| 重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。 | 同左                                    |

## (金融商品関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。

また、営業債権である未収投資助言報酬は、当社親会社への債権であり、その回収にかかるリスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、長期差入保証金（貸借対照表計上額204,426千円）は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額 |
|-------------|-----------|-----------|----|
| (1)現金・預金    | 5,244,171 | 5,244,171 | -  |
| (2)未収委託者報酬  | 196,221   | 196,221   | -  |
| (3)未収運用受託報酬 | 550,685   | 550,685   | -  |
| (4)未収投資助言報酬 | 126,638   | 126,638   | -  |
| 資産計         | 6,117,717 | 6,117,717 | -  |
| (1)未払手数料    | 107,831   | 107,831   | -  |
| (2)その他未払金   | 113,496   | 113,496   | -  |
| 負債計         | 221,327   | 221,327   | -  |

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金    | 5,243,971 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬  | 196,221   | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬 | 550,685   | -           | -            | -    |
| 未収投資助言報酬 | 126,638   | -           | -            | -    |
| 合計       | 6,117,517 | -           | -            | -    |

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|-------------|-----------|-----------|--------|
| (1)現金・預金    | 7,654,615 | 7,654,615 | -      |
| (2)未収委託者報酬  | 461,977   | 461,977   | -      |
| (3)未収運用受託報酬 | 544,381   | 544,381   | -      |
| (4)未収投資助言報酬 | 195,353   |           |        |
| 貸倒引当金(※1)   | △8,785    |           |        |
|             | 186,568   | 186,568   | -      |
| (5)長期差入保証金  | 190,699   | 183,759   | △6,939 |
| 資産計         | 9,038,241 | 9,031,302 | △6,939 |
| (1)未払手数料    | 193,778   | 193,778   | -      |
| (2)その他未払金   | 314,921   | 314,921   | -      |
| 負債計         | 508,699   | 508,699   | -      |

(※1)未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## (5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)未払手数料、(2)その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|          | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|----------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金    | 7,654,389 | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬  | 461,977   | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬 | 544,381   | -           | -            | -    |
| 未収投資助言報酬 | 186,568   | -           | -            | -    |
| 長期差入保証金  | -         | -           | 190,313      | -    |
| 合計       | 8,847,316 | -           | 190,313      | -    |

## （有価証券関係）

第24期（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

|                           | 第24期<br>(平成22年3月31日) |
|---------------------------|----------------------|
| (1)退職給付債務 (千円)            | △251,570             |
| (2)年金資産 (千円)              | 235,451              |
| (3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円) | △16,119              |
| (4)退職給付引当金 (3) (千円)       | △16,119              |

## 3. 退職給付費用の内訳

|             | 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|
| 退職給付費用 (千円) | 37,281                                |

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

|                           | 第25期<br>(平成23年3月31日現在) |
|---------------------------|------------------------|
| (1)退職給付債務 (千円)            | △375,538               |
| (2)年金資産 (千円)              | 256,147                |
| (3)未積立退職給付債務 (1)+(2) (千円) | △119,390               |
| (4)退職給付引当金 (3) (千円)       | △119,390               |

## 3. 退職給付費用の内訳

|                 | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|
| 退職給付費用 (千円)(注1) | 54,668                                |

(注1)退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2)上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものです。

(ストック・オプション等関係)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

| 第24期<br>(平成22年3月31日現在)                                          |         | 第25期<br>(平成23年3月31日現在)                                          |          |
|-----------------------------------------------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------|----------|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳                                       |         | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳                                       |          |
| 繰延税金資産                                                          | 千円      | 繰延税金資産                                                          | 千円       |
| 未払費用否認                                                          | 4,207   | 税務上の繰越欠損金                                                       | 468,586  |
| 賞与引当金繰入限度超過額                                                    | 31,985  | 税務上の繰延資産償却超過額                                                   | 69,633   |
| ゴルフ会員権評価損否認                                                     | 2,441   | 退職給付引当金繰入限度超過額                                                  | 48,580   |
| 貸倒引当金繰入限度超過額                                                    | 19,531  | 賞与引当金繰入限度超過額                                                    | 42,292   |
| 未払事業税                                                           | 2,984   | その他                                                             | 106,485  |
| 未払福利厚生費否認                                                       | 11,011  | 繰延税金資産小計                                                        | 735,577  |
| 退職給付引当金繰入限度超過額                                                  | 6,558   | 評価性引当額                                                          | △586,024 |
| 税務上の繰越欠損金                                                       | 13,086  | 繰延税金資産合計                                                        | 149,552  |
| その他                                                             | 4,303   | 繰延税金負債                                                          |          |
| 繰延税金資産小計                                                        | 96,109  | 資産除去費用                                                          | △6,928   |
| 評価性引当額                                                          | △21,972 | 繰延税金負債合計                                                        | △6,928   |
| 繰延税金資産合計                                                        | 74,136  | 繰延税金資産の純額                                                       | 142,624  |
| 繰延税金負債                                                          | -       |                                                                 |          |
| 繰延税金資産の純額                                                       | 74,136  |                                                                 |          |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |         | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 |          |
| 法定実効税率                                                          | 40.69%  | 税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。                                  |          |
| (調整)                                                            |         |                                                                 |          |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目                                              | 1.85%   |                                                                 |          |
| 住民税均等割                                                          | 5.82%   |                                                                 |          |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率                                               | 48.36%  |                                                                 |          |

（企業結合等関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

共通支配下の取引等

（１）結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 当社の兄弟会社である安田投信投資顧問株式会社

事業の内容 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業

②企業結合日

平成22年10月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

明治安田アセットマネジメント株式会社

⑤取引の目的を含む取引の概要

・吸収合併の目的

両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていくためであります。

・合併比率等

安田投信投資顧問株式会社の普通株式１株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付し、普通株式6,286株を発行しました。また、本合併による資本金の増加はありません。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（１６年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

（３）当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高(注)         | 54,489千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -        |
| 時の経過による調整額      | 488千円    |
| 期末残高            | 54,977千円 |

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

## （持分法損益等）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|           | 投資信託<br>（運用業務） | 投資信託<br>（販売業務） | 投資顧問<br>（投資一任） | 投資顧問<br>（投資助言） | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,555,478      | 14,208         | 1,898,980      | 311,865        | 4,780,534 |

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名       | 売上高     |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 621,584 |

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(関連当事者情報)

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地     | 資本金又は<br>出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 |
|-----|--------------|---------|--------------|-------|---------------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 60,000百万円    | 生命保険業 | (被所有)<br>直接90%      |

| 関連当事者との関係                 | 取引の内容  | 取引金額      | 科目       | 期末残高      |
|---------------------------|--------|-----------|----------|-----------|
| 投資顧問運用助言及び設備の賃借等<br>役員の兼任 | 運用受託報酬 | 31,784千円  | 未収運用受託報酬 | 35,828千円  |
|                           | 投資助言報酬 | 246,119千円 | 未収投資助言報酬 | 126,638千円 |
|                           | 事務所家賃  | 246,655千円 | 長期差入保証金  | 204,060千円 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬については、契約に基づき報酬を算出しております。  
 ②事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

第25期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地     | 資本金又は<br>出資金 | 事業の内容 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 |
|-----|--------------|---------|--------------|-------|---------------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 60,000百万円    | 生命保険業 | (被所有)<br>直接92.86%   |

| 関連当事者との関係                                  | 取引の内容  | 取引金額      | 科目       | 期末残高      |
|--------------------------------------------|--------|-----------|----------|-----------|
| 資産運用サービスの提供、<br>当社投信商品の販売、設備の賃借<br>及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 35,471千円  | 未収運用受託報酬 | 9,887千円   |
|                                            | 投資助言報酬 | 306,784千円 | 未収投資助言報酬 | 181,486千円 |
|                                            | 支払手数料  | 112,478千円 | 未払手数料    | 43,228千円  |
|                                            | 事務所家賃  | 234,107千円 | 前払家賃     | 19,655千円  |
|                                            |        |           | 長期差入保証金  | 190,313千円 |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。  
 ②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。  
 (注1)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## (1株当たり情報)

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) |             | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |             |
|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                             | 498,680円02銭 | 1株当たり純資産額                             | 462,010円97銭 |
| 1株当たり当期純利益                            | 1,612円87銭   | 1株当たり当期純損失                            | 25,796円30銭  |

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

|                             | 第24期<br>(平成22年3月31日現在) | 第25期<br>(平成23年3月31日現在) |
|-----------------------------|------------------------|------------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計金額（千円）        | 6,283,866              | 8,726,001              |
| 普通株式に係る純資産額（千円）             | 6,283,866              | 8,726,001              |
| 差額の主な内訳                     | -                      | -                      |
| 普通株式の発行済株式数(株)              | 12,601                 | 18,887                 |
| 普通株式の自己株式数(株)               | -                      | -                      |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株) | 12,601                 | 18,887                 |

## 1株当たり当期純利益

|                            | 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日) | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円）        | 20,323                                | △405,904                              |
| 普通株主に帰属しない金額(千円)           | -                                     | -                                     |
| 普通株主に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | 20,323                                | △405,904                              |
| 期中平均株式数(株)                 | 12,601                                | 15,735                                |

## (重要な後発事象)

| 第24期<br>(自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 第25期<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------|------|----------|-------|--------|------|----------|------|--------|-------|----------|--|
| <p>・安田投信投資顧問株式会社との合併について<br/>当社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結しました。当該合併契約につきましては、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ております。</p> <p>1. 合併の目的<br/>資産運用業界は金融・経済危機を受けて、厳しい環境下にあり、資産運用会社は運用力のさらなる強化と経営効率のいっそうの向上を求められております。こうした環境を踏まえ、今後さらに多様化、高度化していくお客さまのニーズに的確に対応していくためには、両社が各々の独自性を伸ばしていくという従来の方向から、両社の持つ経営基盤、これまで培ってきた運用ノウハウを発展的に融合し、資産運用会社としての競争力を高めていく方向とすることが最善の道であると判断し、両社間で合併の合意に至りました。</p> <p>2. 合併する相手会社の名称<br/>安田投信投資顧問株式会社</p> <p>3. 合併の方法、合併後の会社の名称<br/>本合併にあたっては、当社を吸収合併存続会社とし、安田投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とします。<br/>また、新会社の商号は、明治安田アセットマネジメント株式会社（英文名：Meiji Yasuda Asset Management Company Ltd.）とします。</p> <p>4. 合併比率等<br/>(1)合併比率<br/>安田投信投資顧問株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式0.0543772株の割合をもって割当交付します。<br/>(2)合併により発行する株式の種類及び数<br/>当社は、本合併に際して、普通株式6,286株を発行します。<br/>(3)資本金、資本準備金その他<br/>本合併により増加する資本金および準備金等は、次のとおりです。<br/>①資本金 0円<br/>②資本準備金 0円<br/>③その他資本剰余金<br/>会社計算規則第35条第2項の株主資本等変動額から前2号の合計額を控除した金額<br/>④利益準備金 0円<br/>⑤その他利益剰余金 0円</p> <p>5. 安田投信投資顧問株式会社の概要<br/>(1)事業内容<br/>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業、投資助言・代理業および投資運用業<br/>(2)営業成績及び財産の状況</p> <table border="1" data-bbox="193 1798 761 1993"> <tr> <th>区分</th><th>平成21年3月期</th></tr> <tr> <td>営業収益</td><td>2,820百万円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>255百万円</td></tr> <tr> <td>資産の額</td><td>3,935百万円</td></tr> <tr> <td>負債の額</td><td>299百万円</td></tr> <tr> <td>純資産の額</td><td>3,635百万円</td></tr> </table> <p>6. 合併効力発生日 平成22年10月1日</p> | 区分                                    | 平成21年3月期 | 営業収益 | 2,820百万円 | 当期純損失 | 255百万円 | 資産の額 | 3,935百万円 | 負債の額 | 299百万円 | 純資産の額 | 3,635百万円 |  |
| 区分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成21年3月期                              |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
| 営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 2,820百万円                              |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
| 当期純損失                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 255百万円                                |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
| 資産の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,935百万円                              |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
| 負債の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 299百万円                                |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |
| 純資産の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 3,635百万円                              |          |      |          |       |        |      |          |      |        |       |          |  |

**委託会社の最近中間会計期間における経理の状況****1.中間財務諸表の作成方法について**

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

**2.監査証明について**

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表等  
 中間財務諸表  
 ①中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間末<br>(平成23年9月30日) |                        |
|--------------------------|------------------------|
| 資産の部                     |                        |
| 流動資産                     |                        |
| 現金・預金                    | 7,606,958              |
| 未収委託者報酬                  | 421,552                |
| 未収運用受託報酬                 | 651,064                |
| 未収投資助言報酬                 | 186,585                |
| その他                      | 97,774                 |
| 貸倒引当金                    | △8,101                 |
| 流動資産合計                   | 8,955,834              |
| 固定資産                     |                        |
| 有形固定資産                   | ※ <sup>1</sup> 290,303 |
| 無形固定資産                   | 35,616                 |
| 投資その他の資産                 | 191,929                |
| 長期差入保証金                  | 190,699                |
| その他                      | 49,230                 |
| 貸倒引当金                    | △48,000                |
| 固定資産合計                   | 517,848                |
| 資産合計                     | 9,473,683              |
| 負債の部                     |                        |
| 流動負債                     |                        |
| 未払償還金                    | 7,315                  |
| 未払手数料                    | 174,567                |
| 未払法人税等                   | 9,497                  |
| 賞与引当金                    | 98,271                 |
| その他                      | ※ <sup>2</sup> 271,683 |
| 流動負債合計                   | 561,335                |
| 固定負債                     |                        |
| 退職給付引当金                  | 134,119                |
| 資産除去債務                   | 55,223                 |
| 固定負債合計                   | 189,342                |
| 負債合計                     | 750,678                |
| 純資産の部                    |                        |
| 株主資本                     |                        |
| 資本金                      | 1,000,000              |
| 資本剰余金                    |                        |
| 資本準備金                    | 660,443                |
| その他資本剰余金                 | 2,854,339              |
| 資本剰余金合計                  | 3,514,783              |
| 利益剰余金                    |                        |
| 利益準備金                    | 83,040                 |
| その他利益剰余金                 |                        |
| 別途積立金                    | 3,092,001              |
| 繰越利益剰余金                  | 1,033,179              |
| 利益剰余金合計                  | 4,208,221              |
| 株主資本合計                   | 8,723,004              |
| 純資産合計                    | 8,723,004              |
| 負債純資産合計                  | 9,473,683              |

## ②中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日) |              |
|------------------------------------------|--------------|
| 営業収益                                     |              |
| 委託者報酬                                    | 1,607,539    |
| 受入手数料                                    | 13,281       |
| 運用受託報酬                                   | 1,013,938    |
| 投資助言報酬                                   | 170,235      |
| 営業収益合計                                   | 2,804,994    |
| 営業費用                                     |              |
| 支払手数料                                    | 749,869      |
| その他営業費用                                  | 670,350      |
| 営業費用合計                                   | 1,420,220    |
| 一般管理費                                    | ※1 1,244,679 |
| 営業利益                                     | 140,094      |
| 営業外収益                                    | ※2 5,379     |
| 営業外費用                                    | 756          |
| 経常利益                                     | 144,717      |
| 特別利益                                     | -            |
| 特別損失                                     | 3,945        |
| 税引前中間純利益                                 | 140,772      |
| 法人税、住民税及び事業税                             | 1,145        |
| 法人税等調整額                                  | 142,624      |
| 法人税等合計                                   | 143,769      |
| 中間純損失（△）                                 | △2,996       |

## ③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

|           | 当中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日) |
|-----------|------------------------------------------|
| 株主資本      |                                          |
| 資本金       |                                          |
| 当期首残高     | 1,000,000                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 1,000,000                                |
| 資本剰余金     |                                          |
| 資本準備金     |                                          |
| 当期首残高     | 660,443                                  |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 660,443                                  |
| その他資本剰余金  |                                          |
| 当期首残高     | 2,854,339                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 2,854,339                                |
| 資本剰余金合計   |                                          |
| 当期首残高     | 3,514,783                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 3,514,783                                |
| 利益剰余金     |                                          |
| 利益準備金     |                                          |
| 当期首残高     | 83,040                                   |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 83,040                                   |
| その他利益剰余金  |                                          |
| 別途積立金     |                                          |
| 当期首残高     | 3,092,001                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 3,092,001                                |
| 繰越利益剰余金   |                                          |
| 当期首残高     | 1,036,176                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | -                                        |
| 中間純損失（△）  | △2,996                                   |
| 当中間期変動額合計 | △2,996                                   |
| 当中間期末残高   | 1,033,179                                |
| 利益剰余金合計   |                                          |
| 当期首残高     | 4,211,217                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | -                                        |
| 中間純損失（△）  | △2,996                                   |
| 当中間期変動額合計 | △2,996                                   |
| 当中間期末残高   | 4,208,221                                |
| 株主資本合計    |                                          |
| 当期首残高     | 8,726,001                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | -                                        |
| 中間純損失（△）  | △2,996                                   |
| 当中間期変動額合計 | △2,996                                   |
| 当中間期末残高   | 8,723,004                                |

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

| 当中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日)                                                                    |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却方法                                                                                              |  |
| (1)有形固定資産                                                                                                   |  |
| 定額法                                                                                                         |  |
| なお、主な耐用年数は次のとおりであります。                                                                                       |  |
| 建物 3年～18年                                                                                                   |  |
| 器具備品 3年～20年                                                                                                 |  |
| (2)無形固定資産                                                                                                   |  |
| 定額法                                                                                                         |  |
| なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。                                                       |  |
| 2. 引当金の計上基準                                                                                                 |  |
| (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。                                      |  |
| (2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。                                                                    |  |
| (3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 |  |
| 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項                                                                                |  |
| 消費税等の会計処理方法                                                                                                 |  |
| 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。                                                                               |  |

## 会計方針の変更

該当事項はありません。

## 追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

| 当中間会計期間末<br>(平成23年9月30日)                                      |           |
|---------------------------------------------------------------|-----------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。                                 |           |
| 建物                                                            | 126,035千円 |
| 器具備品                                                          | 322,357千円 |
| ※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |           |

（中間損益計算書関係）

| 当中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日) |          |
|------------------------------------------|----------|
| ※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。          |          |
| 有形固定資産                                   | 35,752千円 |
| 無形固定資産                                   | 6,128千円  |
| ※2 営業外収益のうち主なもの                          |          |
| 受取利息                                     | 2,085千円  |
| 保険契約返戻金・配当金                              | 2,275千円  |

## (中間株主資本等変動計算書関係)

| 当中間会計期間<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日)                      |         |    |    |          |
|---------------------------------------------------------------|---------|----|----|----------|
| 1. 発行済株式に関する事項                                                |         |    |    |          |
| 株式の種類                                                         | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
| 普通株式                                                          | 18,887株 | —  | —  | 18,887株  |
| 2. 自己株式に関する事項<br>該当事項はありません。                                  |         |    |    |          |
| 3. 新株予約権等に関する事項<br>該当事項はありません。                                |         |    |    |          |
| 4. 配当に関する事項                                                   |         |    |    |          |
| (1)配当金支払額<br>該当事項はありません。                                      |         |    |    |          |
| (2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの<br>該当事項はありません。 |         |    |    |          |

## (リース取引関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 中間貸借対照表計上額 | 時価        | 差額     |
|-----------------------|------------|-----------|--------|
| (1)現金・預金              | 7,606,958  | 7,606,958 | -      |
| (2)未収委託者報酬            | 421,552    | 421,552   | -      |
| (3)未収運用受託報酬           | 651,064    | 651,064   | -      |
| (4)未収投資助言報酬           | 186,585    |           |        |
| 貸倒引当金 <sup>(※1)</sup> | △8,101     |           |        |
|                       | 178,484    | 178,484   | -      |
| (5)長期差入保証金            | 190,699    | 186,321   | △4,377 |
| 資産計                   | 9,048,758  | 9,044,381 | △4,377 |
| (1)未払手数料              | 174,567    | 174,567   | -      |
| 負債計                   | 174,567    | 174,567   | -      |

(※1)未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 期首残高            | 54,977千円        |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -               |
| 時の経過による調整額      | 246千円           |
| 当中間会計期間末残高      | <u>55,223千円</u> |

## (賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔セグメント情報等〕

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|           | 投資信託<br>（運用業務） | 投資信託<br>（販売業務） | 投資顧問<br>（投資一任） | 投資顧問<br>（投資助言） | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,607,539      | 13,281         | 1,013,938      | 170,235        | 2,804,994 |

## 2. 地域ごとの情報

## （1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名       | 売上高     |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 309,680 |

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

| 当中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日） |             |
|------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                | 461,852円32銭 |
| 1株当たり中間純損失金額                             | 158円65銭     |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 当中間会計期間<br>（自 平成23年4月1日<br>至 平成23年9月30日） |
|--------------------|------------------------------------------|
| 中間純損失金額（千円）        | 2,996                                    |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | -                                        |
| 普通株式に係る中間純損失金額（千円） | 2,996                                    |
| 普通株式の期中平均株式数（株）    | 18,887                                   |

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

- ①名称 みずほ信託銀行株式会社
- ②資本金の額 247,260百万円（平成23年3月31日現在）
- ③事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

**（2）販売会社**

| ①名称                                                          | ②資本金の額（百万円）<br>平成23年3月31日現在        | ③事業の内容                          |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------|
| マネックス証券株式会社<br>S M B C 日興証券株式会社<br>楽天証券株式会社<br>株式会社 S B I 証券 | 7,425<br>10,000<br>7,495<br>47,937 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| みずほ信託銀行株式会社                                                  | 247,260                            |                                 |
|                                                              |                                    |                                 |
|                                                              |                                    |                                 |

**（3）投資顧問会社**

- ①名称 UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
- ②資本金の額 12,500万ポンド（平成23年3月末日現在）
- ③事業の内容 イギリスにおいて、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を行っています。

**2【関係業務の概要】****（1）受託会社**

当ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する保管銀行への指図・連絡等を行います。

**（2）販売会社**

当ファンドの取得申込者に対して、募集・販売の取扱いおよびこれらに付随する業務を行います。

**（3）投資顧問会社**

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

**1．名称、資本金の額及び事業の内容**

（平成23年3月31日現在）

| ①名称              | ②資本金の額<br>（百万円） | ③事業の内容                                                     |
|------------------|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 50,000          | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

**2．関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託さ

れ、その事務を行うことがあります。

### 3. 資本関係

該当事項はありません。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

|             |         |
|-------------|---------|
| 平成23年7月26日  | 臨時報告書   |
| 平成23年10月20日 | 有価証券報告書 |
| 平成23年10月20日 | 有価証券届出書 |
| 平成23年10月26日 | 臨時報告書   |

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月16日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田外債日本株ファンドの平成23年7月21日から平成24年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田外債日本株ファンドの平成24年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 公 高 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 村 始 史 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

MDAMアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 公高 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 奥村 始史 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているMDAMアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MDAMアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象の「安田投信投資顧問株式会社との合併について」に記載されているとおり、会社と安田投信投資顧問株式会社は、平成22年6月10日付で、合併効力発生日を平成22年10月1日とする合併契約を締結している。当該合併契約については、平成22年6月25日開催の定時株主総会において承認を得ている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。